第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本理念 1

当市は「上越市第6次総合計画」において、まちづくりの目標となる将来都市像に「すこやか なまち~人と地域が輝く上越~」を掲げ、その実現に向けた基本政策の1つとして「子どもが健 やかに育ち、安心して産み育てられる環境の充実」を位置付けるとともに、子ども・子育て支援 法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの権利に関する条例に基づく「子どもの 権利基本計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

近年、我が国においては、急速な少子化が進行し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄 化など子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える 子どもや保護者が増加する傾向にあります。また、いじめや虐待、貧困など、子どもの人権と 安全・安心を脅かす様々な事案も発生し、大きな社会問題となっています。

このような状況を背景に、当市においても、子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく 成長していくためには、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支えていくことがますます重 要になってきています。

これらの認識を踏まえ、本計画においては、基本理念の設定にあたり「上越市第6次総合計 画」や「上越市第2次地域福祉計画」並びに各種関連計画との整合を図るとともに、「上越市子 ども子育て支援事業計画」及び「上越市第2期子どもの権利基本計画」の基本理念をさらに発 展させ、また「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果も踏まえた上で、「みんなで **育む子どもの笑顔・輝く未来**」という基本理念を導きました。

行政(市)の視点

平成 27 年度から令和元年度までの計画

■子ども・子育て支援事業計画(法定計画) 【基本理念】

次代を担う子どもが健やかに育ちみんなの笑顔 が輝くまち

■子どもの権利基本計画 【基本理念】

すべての子どもたちが自信を持って成長できる

子ども・保護者の視点

- ■子どもの生活実態に関するアンケート 調査の結果からみられる課題
 - 家庭の経済状況により、子どもの経 験の差がみられる。
 - ・家庭環境から学習や進学に対する意 欲に差がみられる。
 - 1割強の子どもにおいて、悩みや心 配ごとを相談する相手がいない。

課題解決のための取組の方向性

【基本理念】

みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来

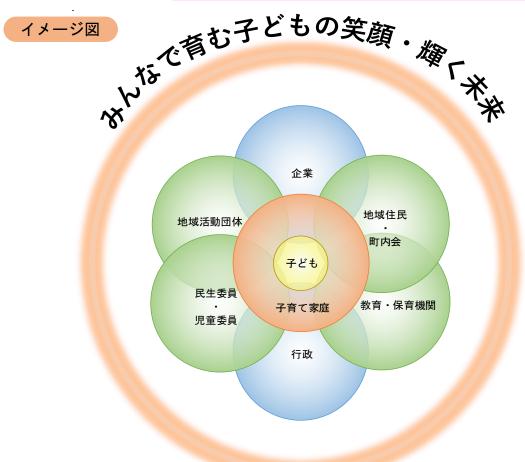
■子ども・子育て支援総合計画(法定計画:令和2年度~6年度)

整合

●上越市第6次総合計画 ●上越市第2次地域福祉計画 ●各種関連計画

【基本理念の考え方】

基本理念	考え方
みんなで育む	全ての子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、子育て家庭だけではなく、町内会、学校、企業、行政等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、身近な地域の中で周囲の人たちが、子どもを優しくあたたかく見守り、子どもの声を聴き、支えていくことが大切です。そして、地域の中で、子どもや子育て家庭を気にかけ、応援する人を増やすとともに、子育て家庭にあっても地域の支えあいの担い手として、ともに助け合う関係性を育みながら、地域の子育て力を高めていくことが重要であると考えます。
子どもの笑顔 - 輝く未来	全ての子どもが、明るくいきいきとした笑顔で、自分の未来に希望をもってすこやかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。 それは、未来を担う子どもたちが自分の可能性を信じ、たくましく成長し、やがて地域を支え、輝かしい未来を創造する人材となってほしいという想いでもあります。



それぞれの主体は、子どもの性別、家庭の経済状況、障害の有無、国籍などに関わらず、 全ての子どもを見守り、支え、相互に協力して子どもを育む。

2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標 1

子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

子どもが、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。

市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、家庭環境を問わず、全ての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。

また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。

基本目標 2

安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

保護者が、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、 役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。

市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な保育環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

また、母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。

基本目標 3

地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、 孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子ども を育む体制を強化する必要があります。

地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。

基本目標 4

社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。

また、男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定するとともに、当市の子ども・子育てを取り 巻く環境と子ども・子育て支援の課題を踏まえた上で、新たな取組として「子どもの居場所づく り」と「子どもの貧困対策の推進」も位置付けながら、多様な施策を展開します。

基本理念

基本目標

基本施策

基本目標 1

子どもが自分らし く、すこやかに成長 することができる 環境の整備

1-1 子どもの権利の普及・啓発

1-2 子どもの居場所づくり



1-3 障害などの理由により特別な配慮 が必要な子どもへの支援の充実

基本目標 2

安心して子どもを 産み、喜びと生きが いをもって子育て できる社会の構築

2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減

2-2 家庭と地域の子育て力の向上

2-3 保育環境の充実

2-4 多様な保育サービスの提供

2-5 母子保健の充実

基本目標 3

地域や学校等で子 どもの成長を見守 る体制の強化

3-1 学校教育環境の充実

3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成 の推進

基本目標 4

社会全体で子ども と子育て家庭を支 える体制の強化

4-1 子どもの権利侵害の予防と早期 救済

4-2 相談支援体制の充実

4-3 男女共同参画、ワーク・ライフ・ バランスの推進

4-4 子どもの貧困対策の推進



みんなで育む子どもの笑

4 計画における実施主体とその主な役割

将来を担う子どもたちには、自分や他人を大切に思う心を養い、たくましく成長してほしいと考えます。子育てについての第一義的責任が保護者にあるとしても、子どもたちは次代の社会を担う宝であり、地域全体で大切に守られ、育てられなければなりません。そのためには、誰もが子どもと子育て家庭を大切にする心を共にし、地域社会全体で応援していくことが必要です。

本計画では、子ども・子育て支援の充実に関わる主体いずれもが「上越市子どもの権利に関する条例」に定める「子どもの権利」を尊重し、保障するよう努めるとともに、それぞれの立場での役割を果たし、相互に協力して子どもを育んでいくことを目指します。

■上越市子どもの権利に関する条例の概要

条例の目的、基本理念等 (第1章関係)

目的

- ①子どもの権利の内容を明らかにすること
- ②子どもの心身の健やかな成長を地域社会が支援し、子どもが安心して自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与すること

基本理念

- ①子どもは次代を担う地域社会の宝として、あらゆる場面で、この条例や憲法などで定められた権利が尊重され、保障されます。
- ②子どもの権利の尊重と保障は、次の事項を基本として行われます。
 - 子どもの最善の利益が考慮され、心身の健やかな成長が促進されること
 - ・地域社会で守られ、育てられること
- いかなる差別もされないこと
- ・虐待やいじめによる危険から守られること
- ・意見が最大限に尊重されること
- ・自分の可能性を信じ、自身の成長のために努力しようとする意識を持てるようにすること
- ・自分の権利を自覚するとともに、他の人のことも思いやり、尊重できるようにすること

子どもの権利(第2章関係)

● 安心して生きる権利

- ・命を大切にされ、愛情を受けてはぐくまれること
- ・虐待、いじめ、有害な情報等から守られること
- ・心身を守るために支援を求めること

● 自信を持って生きる権利

- ・個性や可能性が大切にされること
- ・教育や学習の機会が大切にされること
- 遊びやスポーツ等に親しむこと
- ・ 意見を表明すること
- ・思想や良心等が大切にされ、差別されないこと
- ・意見や行動が不当に妨げられないこと

● 地域社会に参加する権利

- ・地域活動等に参加する機会が大切にされること
- ・地域活動等の場で意見が適切に反映されること

● 特別な社会的支援を要する子どもの権利

● 少数の立場に属する子どもの権利

・誰もが等しく権利を大切にされること

● 知らされる権利

・自らの権利を理解できるように知らされること

みんなの責務(第3章関係)

保護者等の責務

子どもの成長について第一義的な責任を負うべき存在であることを自覚し、子どもの権利の尊重と保障に努めることなど

地域社会を構成する者の責務

それぞれの活動の場で子どもの権利の尊重と保障に努めることなど

学校等の設置者及び管理者の責務

子どもや保護者等が子どもの権利を正しく理解するよう に教育等を行うことなど

教育関係者等の責務

職務の遂行に当たり、虐待やいじめの早期発見と早期救済に努めることなど

市の責務

- あらゆる施策を通じて子どもの権利の尊重と保障に努めること
- ・国等と連携し、子どもの権利に関する施策を実施すること

「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」の基本理念を多くの市民が共有する中で、地域における様々な主体がそれぞれの役割を果たし、相互に協力して子ども・子育て支援の取組を推進することができるよう、主体となる子育て家庭、地域、企業等及び行政の役割を定めます。

主体	主な役割
子育て家庭	○ 保護者は愛情をもって、子どもと接すること。○ 家族で協力して、子育てに取り組むこと。○ 保護者同士や地域の人たちとつながりを持つよう努めること。
地域 (町内会・学校等)	 ○ 町内会、民生委員・児童委員、保育園、学校、地域活動団体(NPO 含む)など、地域における様々な活動主体が協力して、子どもの活動を支え、見守り、育むこと。 ○ 保育園、学校などは大切な子どもを預かり、必要な保育、教育を行うこと。 ○ 学校は子どもが相談しやすい環境を整えること。
企業等	○ 子育て中の労働者を雇用する事業主は、男女を問わず、仕事と子 育てを両立しやすい環境を整えること。
社会 行 政	子ども・子育て支援を総合的に実施し、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施すること。関係機関等と連携し、子どもを虐待やいじめによる危険から守ること。

5 取組の成果指標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標に基づき子ども・子育て支援施策を推進するうえで、 取組の成果を客観的な指標で把握できるようにするため、令和6年度における目標値を設定します。

【基本目標1】

子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

指標項目	現状値	目標値
子ども自身における「子どもの権利」の理解度	47.4%	50.0%
(子どもの権利に関するアンケート調査)	(R1)	(R6)

【基本目標2】

安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会の構築

指標項目	現状値	目標値
出産や子育てがしやすいと感じる 20 代・30 代の市民の	70.0%	70.0%以上
割合(上越市市民の声アンケート)	(R1)	(R6)

【基本目標3】

地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

指標項目	現状値	目標値
地域が安全で安心して暮らせると感じる子どもの割合	70.0%	70.0%以上
(子どもの権利に関するアンケート調査)	(R1)	(R6)

【基本目標4】

社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

指標項目	現状値	目標値
市内企業におけるハッピー・パートナー企業登録制度の登	55 件	73 件
録数	(H30)	(R6)

ハッピー・パートナー企業制度は新潟県が行う事業で、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業・団体を登録し、その取組を支援する制度です。

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

基本施策 1-1 子どもの権利の普及・啓発

現状と課題

【現状】

- 子どもが一人の人間として家庭や社会の中で尊重され、安心して生きる権利や自信を持って生きる権利など、「子どもの権利」について知識の普及と意識の啓発を図っています。
- 市立小・中学校の全学年を対象に子どもの権利学習テキスト「えがお」を使い、子ども の権利について学ぶ授業を行っています。これにより子ども自身が権利を理解するとと もに、毎年継続して授業を実施することにより意識の高まりがみられます。
- 子どもの権利学習の結果を家庭に持ち帰り、家庭において子どもの権利について話し合う機会をつくる取組や市の広報誌やホームページによる啓発活動のほか、地域における子どもの権利講座を行い、誰もが子どもの権利を大切にする意識づくりを推進していますが、大人の認知度は低い状態にあります。

【課題】

- 全ての子どもの権利が大切にされ、子どもが自信を持って生きていくためには、まず子 どもが自身の持っている権利を知ることが重要であり、大人も子どもの権利を正しく理 解することが必要です。
- 引き続き、地域住民等に向けて子どもの権利講座を行い、知識の普及と意識の啓発を図る取組が必要です。

- 小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒が、子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した学習を通じて、子ども自身の権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組を継続します。
- 教育・保育機関及び子ども・子育て支援に関する事業に取り組む人を対象とした人権教育を引き続き行うとともに、人権擁護団体等と協力して、地域における子どもの権利講座を行い、地域住民等に対し子どもの権利に関する理解と知識を深めます。

事業名	事業概要	取組主体
子どもの権利に関する 啓発活動・講座の開催	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子どもとの関わりを持つ組織・団体向けに「子どもの権利講座」を開催し、子どもの権利を大切にする意識づくりを推進します。	こども課 人権擁護団体等
子どもの権利学習の実施	子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した子 どもの権利学習を市立小・中学校の授業で行い、自 らの権利意識を高め、「お互いの権利を大切にする 気持ち」や「人を思いやる心」を育みます。	こども課 市立小・中学校
学校における人権教育 への支援	学校における人権教育を支援するため、上越市学校 教育実践上の重点説明会において、人権教育への指 導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリ ング技能向上のための研修を充実させ、人権問題に 関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に 努めます。	学校教育課

基本施策 1-2 子どもの居場所づくり

現状と課題

【現状】

- 遊びの場や体験活動の場として、こどもの家や児童館を開設しているほか、公民館での 青少年事業や「夏休み☆子どもつどいのひろば」など、様々な社会教育事業を実施して います。
- 一部の地域では、多様な体験活動や高齢者との世代間交流など、子どもを対象とした各種活動が展開されており、子どもの居場所づくりに取り組んでいます。
- 地域団体等が運営する「子ども食堂」では、食事の提供に加え、季節に応じたイベント や学習支援などの取り組みを展開し、地域交流の場になっています。
- 義務教育終了後、修学や就労などに困難を抱える若者が、自立に向けた相談や支援を受けられる場所が少なく、家庭にひきこもる状況が見られます。

【課題】

- 子どもや子育て家庭が孤立することのないよう、地域における見守りや支え合い体制の 構築を図る必要があります。
- 困難を抱える若者が自立に向けて相談、生活、活動できる場所を設置し、個々の課題に 応じた支援を行う必要があります。

- 公民館などにおける子どもたちを対象とした事業の実施や、子どもたちが自由に活動できる場を提供し、子どもたちがすこやかに成長できる環境づくりを進めます。また、事業実施に当たっては放課後児童クラブなど、子どもたちに関わる既存事業等と連携を図ります。
- 子どもが安心して過ごすことができる「地域の居場所づくり」に向けた検討を行います。
- 〇 「子ども食堂」の新規開設を目指す市民団体等に対し、立ち上げの支援や食材調達の サポートなどを行うほか、既存の「子ども食堂」を含め、関係機関と連携して運営を支 援します。
- 困難を抱える若者の自立を支援するため、若者の居場所(Fit)において、様々な相談に対応するとともに、自立に向けた支援を行います。

事業名	事業概要	取組主体
謙信 KIDS プロジェクト	子どもたちが様々な体験活動を通して、当市の特色を知り、味わうことで興味・関心を高めたり、同じ講座に集まった違う学校、違う年齢の子ども同士で交流を深め、仲間づくりを行います。	社会教育課 上越教育大学 NPO法人等
夏休み☆子どもつどい のひろば	公民館などを会場に、子どもたちが自由に活動する機会を提供し、公民館を身近に感じてもらうとともに、すこやかに育つ環境づくりを進めます。	社会教育課 地域住民等
子どもの居場所づくり	「地域の居場所づくり」に向けた検討や「子ども食堂」の新規開設を目指す市民団体等に対する立ち上げ支援や食材調達のサポートなどを行います。	こども課 地域・市民団体等
若者の居場所(Fit)	困難を抱える若者の自立を支援するため、若者の 居場所(Fit)において、様々な相談に対応するとと もに、自立に向けた支援を行います。	社会教育課

基本施策 1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実

現状と課題

【現状】

- 子どもの養育支援、障害特性のある子どもと保護者がすこやかに暮らせるよう、こども 発達支援センターや地域の障害児相談支援事業所等が連携し、利用者に寄り添いながら、 個々の課題に沿った相談支援を行っています。
- 障害のある子どもに対して健全な育成を図るため、子どもの状況に合わせた養育支援を 行うため、放課後等デイサービスを提供しています。
- 医療的ケアが必要な重度心身障害児の受入れを行うため、医療機関において短期入所病床 を確保するなど、障害のある子どもと保護者が安心して暮らせる環境を整備しています。
- 平成31年4月から、新たに市内の事業所において児童発達支援事業を開始し、親子療育や個別療育を通じて、心身の発達を促す取組を行っています。

【課題】

- 障害のある子どもやその保護者が安心して暮らせるよう、今後も、個々に寄り添った福祉サービスを切れ目なく提供していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な子どもや、障害特性のある子どもなど、特別な対応が必要となる子どもと保護者がすこやかに暮らせるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関、療育専門機関などとの連携を強化しながら、体制の充実に努める必要があります。
- こども発達支援センターを利用する乳幼児について、その家庭環境も複雑な課題を抱えるケースが増えていることから、早期から養育支援につなげる必要があります。

- 地域の障害児相談支援事業所等と連携し、個々の特性を把握しながら、利用者に寄り添ったサービスの提供に努めます。
- 医療機関における病床の確保や、障害福祉サービス事業所との連携等を通じて、医療的 ケアが必要な子どもや、障害特性のある子どもなど、特別な対応が必要となる子どもと 保護者が安心して暮らせる環境の整備を推進していきます。
- 子どもの発達等に不安を抱える保護者が自信を持って育児と向き合えるよう、こども発達支援センターが教育・保育・福祉機関等と連携して支援します。

事業名	事業概要	取組主体
放課後等デイサービス の提供	小・中学校に就学している障害のある子どもに対し 放課後等に、子どもの状況に合わせた療育支援等を 行い、生活能力の向上と社会との交流の促進を図り ます。	福祉課
障害児日中一時支援	日中に介護者がいないため一時的に見守り等が必要な障害のある子ども等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課
重症心身障害者緊急短 期入所用居室確保事業	医療機関における病床の一部を、緊急短期入所用と して常時確保します。	福祉課
児童発達支援事業の提 供	発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、養育支援が必要な乳幼児に対し、適切に支援するほか、園訪問等を通じて早期支援につなげる取組を進めます。	こども発達支援セ ンター

基本目標2 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策 2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減

■現状と課題

【現状】

- 〇 市では、医療費助成や保育料の軽減、奨学金制度の拡充など子育て家庭の経済的負担の 軽減を図る取組を推進しています。
- 令和元年10月から、国の施策に基づき、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う 幼児教育・保育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ること を目的に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。
- 経済情勢は回復基調が続いているものの、子育て家庭の中には、子育てに係る経済的負担の増大による不安を抱える家庭が少なくありません。

【課題】

○ 社会経済情勢や子育て環境の変化に伴う保護者ニーズを敏感に捉え、子育て支援策を総合的・計画的に実施していくほか、世帯の経済状況に応じた経済的支援を行い、生活の基礎を支えていく必要があります。

- 家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等 の経済的支援の実施により、安定した生活基盤の確保を図ります。
- 令和元年10月から開始した保育園等の給食費の実費徴収の独自軽減制度を継続し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えます。
- 〇 保護者の経済的負担を軽減するとともに、奨学金制度の充実等により大学等への進学を 支援し、全ての子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えます。
- 小学校就学前児童まで完全無料化している子ども医療費について、対象となる範囲の拡 充に向けた検討を行います。
- 仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、ファミリーサポートセンター利用料の軽減に向けた検討を行います。

事業名	事業概要	取組主体
妊産婦・子ども医療費 助成事業	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育 て支援として保護者の経済的負担の軽減を図りま す。	こども課
	【妊産婦医療費助成】 妊産婦に係る医療費の自己負担金を助成します。 【子ども医療費助成】 入院・通院ともに〇歳~高校卒業相当の子どもの 医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控 除した額を助成します。 ※小学校就学前児童の一部負担金は無料。	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の助成を行い、疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。	こども課
子育てジョイカード事 業	18 歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、企業の協力を得て、商品の割引や特典などのサービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども課 市内の企業
保育料及び給食費の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、保護者が 安心して子どもを預けられる環境を整えるため、 保育料の軽減を行うとともに、給食費の実費徴収 にかかる軽減制度を実施します。	保育課 教育総務課 学校教育課
奨学金貸付事業	経済的な理由により進学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与します。	学校教育課

基本施策 2-2 家庭と地域の子育て力の向上

現状と課題

【現状】

- 少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育 て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増 加しています。
- 当市では、こどもセンターや子育てひろばを設置して、子どもの遊び場や保護者同士の 交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報の提供、講座等を実施して、子育て支 援を行っています。また、平成29年には、市民交流施設高田公園オーレンプラザ内に、 年齢に応じた遊びや交流ができるスペースや一時預かり機能を備えたこどもセンター を増設するとともに、更に利用対象者を小学校3年生まで拡充しています。

【課題】

- 社会経済情勢や子育て環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者 が増加しています。
- 地域の中で、子どもや子育て家庭を見守り、応援してくれる人を増やすなど、地域の子育て力を高めていくことが重要です。
- 近年増加する外国人市民に対し、使用する言語の違いにより、意思疎通が難しい状況に なることがあります。

- 妊娠期や出産期におけるアドバイスや産後のケアを始め、こどもセンターや子育てひろばにおいて、子どもの遊び場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、子育て支援情報の発信や相談支援など子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安感等の緩和と、子どもがすこやかに成長できるよう支援します。
- ファミリーサポートセンターで行う子育て援助活動について、ニーズに応じた様々な子育 て支援ができるよう、地域住民などの協力を得ながら、育児を応援してくれる「提供会員」 の確保に努め、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進します。
- 親子コミュニケーション支援を継続的に行っていくとともに、子どもの発達等に不安を抱える保護者が自信を持って育児と向き合えるよう、こども発達支援センターが教育・保育・福祉機関等と連携して支援し、家庭の子どもを育てる力を高めます。
- 多言語への対応力を高め、外国人の子育て家庭等が、市の窓口や医療機関、子育て支援施 設等を円滑に利用できるよう環境を整えます。

事業名	事業概要	取組主体
産前・産後ヘルパー派 遣事業	産前・産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームへルパーを派遣します。	健康づくり推進課
こどもセンターの運営	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催します。	こども課 NPO法人
子育てひろばの運営	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言のほか、親子向けのイベント等を開催します。	こども課 関係保育園
子育て支援情報の提供	子育て支援 web サイト「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信します。	こども課
ファミリーサポートセ ンター運営事業	育児を応援してほしい人(依頼会員)と育児を応援 したい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調 整を行います。	こども課 NPO法人 地域住民
親子コミュニケーショ ン支援	乳幼児健診受診者、保育園・幼稚園・認定こども園入園児の保護者、こども発達支援センター利用者の保護者等を対象に、講座やグループワーク等を通して保護者が子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切な関わりができるよう支援します。	すこなり という できません はません はまかな とり がった はまま は は は は は は は は は は は は は は は は は
外国人市民が安心して 暮らせる環境の整備	多言語対応への取組を促進し、外国人の子育て家庭等が、市の窓口や医療機関、子育て支援施設等を円滑に利用できるよう環境を整えます。	市民課 共生まちづくり課 地域医療推進室 こども課

基本施策 2-3 保育環境の充実

現状と課題

【現状】

- 人口減少が続く中で、年少人口も年々減少しており、令和7年には 20,849 人(平成 27年比△16.8%)と推計されます。
- 核家族化や共働き世帯の増加、保護者の就労形態等の変化による就園率の上昇を背景に、 この間、3歳未満児の入園児童数は増加傾向にあります。
- 保育園の入園状況は、就学前児童数の減少を基調としながらも、人口集中地区においては特定の保育園に入園申込みが集中する一方で、入園児童数が減少し続けている保育園も多くあり、地域間で入園児童数が偏在する傾向が顕著となっています。
- 将来も持続可能な保育環境を整えるため、「上越市保育園の再配置等に係る計画」に基づく、施設の統合・再編や民営化を進めるとともに、既存施設の適正な維持管理を通じて、安心して保育サービスを受けることができる環境の整備に努めています。
- 全国的に保育士等の人材不足が顕在化し、当市においても保育士等の確保が難しい状況 となっており、公立・私立の区別なく保育現場への十分な人員配置に苦心しています。

【課題】

- 幼児教育・保育の無償化に伴う就園動向と地域の保育需要へ柔軟に対応できる受入体制 を確保する必要があります。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育士や看護師等の人材確保が必要です。
- 3歳未満児の入園が多い状態が続いており、これまで保育士の確保が課題となっている 一方で、児童数自体は減少していることから、将来的な児童数と3歳未満児の入園状況 を推測し、保育士を確保する必要があります。

- 関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組み、保育ニーズや児童数の変化に対応する ことにより、安全で快適な保育環境を整えていきます。
- 民間の力を最大限に活用し、公立と私立が連携して保育サービスを提供することで、将来 的に持続可能な保育の受け皿を整えながら、引き続き保育園の機能及び質の向上を図りま す。

事業名	事業概要	取組主体
通常保育事業	保育が必要な乳児又は幼児を保育することで、子育て家庭の負担軽減や保護者の就労支援を行います。	保育課 保育園 認定こども園
保育園の再配置等の推 進	「上越市保育園の再配置等に係る計画(第3期)」 に基づき、公立保育園4園程度の民営化及び一部保 育園の統合整備を行います。	保育課

基本施策 2-4 多様な保育サービスの提供

現状と課題

【現状】

- 保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時保育、24時間受入可能なファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供しています。
- 就学児を持つ保護者の就労と子育ての両立を支援するため、市内全ての小学校に放課後 児童クラブを開設しています。

【課題】

- 〇 保護者の就労形態やニーズの変化を的確に捉えつつ、子育て環境の一層の充実を図って いく必要があります。
- 病児保育室は感染症流行期には、定員を上回る利用があります。
- 放課後児童クラブを通年利用する登録児童数は増加傾向にあり、支援員の確保や児童の 健全育成に向けた運営形態の充実などが求められています。
- 母子家庭や共働き世帯などにおいて、放課後児童クラブの日曜日開設等の新たなニーズ があります。

- 多様化するニーズに対応した保育サービスの提供に取り組み、子育て世代が仕事をしながら、安心して子育てしていける環境を整備します。
- 病児保育の更なる拡充に向けた検討を継続します。
- 放課後児童クラブの支援員の資質向上や児童の健全育成に向けた運営形態の充実を図り、 特別な支援を要する児童も含め、放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心 に過ごせる環境を整備します。
- 日曜日等に就労している保護者等のニーズに対応するため、放課後児童クラブの休日開設を検討します。

事業名	事業概要	取組主体
延長保育事業	通常の保育時間終了後も保育が必要な児童を対象 に延長保育を行います。	保育課 保育園
一時預かり事業	保護者が就労や疾病等の理由により、家庭での保育 が一時的に困難になった児童の保育を行います。	保育課 こども課
ファミリーヘルプ保育 園の運営	就労・疾病・介護・災害・リフレッシュ等により、 緊急又は一時的に保育することができない保護者 に代わり保育を行うファミリーヘルプ保育園を運 営します。	保育課
病児保育事業	病気の回復期に至っていないため、集団保育が困難 な乳幼児等に対して一時保育を行います。	保育課
病後児保育事業	病気の回復期にあるため、集団保育が困難な乳幼児 等に対して一時保育を行います。	保育課
放課後児童クラブ	共働き家庭など、昼間保護者がいない小学校に就学 している児童に対し、授業の終了後、小学校の余裕 教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供 して、その健全な育成を図ります。	学校教育課

基本施策 2-5 母子保健の充実

現状と課題

【現状】

○ 母子ともに健康で安心して生活していけるよう、「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種を実施するなど母子保健の充実に取り組んでいます。

【課題】

- 生涯を通じた健康づくりの入口となる妊娠期及び離乳期において、保護者が生活習慣病 予防及び子どものよりよい生活習慣の形成に対する意識を持つことができるよう、すく すく赤ちゃんセミナー及び離乳食相談会の参加率の向上に努めていく必要があります。
- 乳幼児期の虐待予防につなげるため、妊産婦・新生児訪問指導事業や乳幼児健康診査な ど各種母子保健事業における相談体制の強化を図り、妊娠期から切れ目のない支援を提 供していく必要があります。

- 妊娠期から心身の健康づくりを進めるとともに、子どものすこやかな発育とよりよい生活習慣を形成することは生涯を通じた健康づくりの基礎となります。医療機関や関係課等へ事業を周知し、参加率の向上に努めます。
- 妊娠期において、妊婦及び家族が妊婦一般健康診査の意義や妊娠中の体の変化を理解し、 産まれてくる子どもの発育・発達、家族の健康づくりについて意識して取り組めるよう すくすく赤ちゃんセミナーでの健康教育や訪問等で支援します。
- 乳幼児期は、心身の発育・発達が最も著しい時期であり、この時期に適切な食習慣と生活リズムを身につけていくことが重要です。乳幼児健診や園での保護者に対する健康教育や保健指導において、保護者が子どもの発育・発達にあった生活習慣の確立等を実践し、乳幼児がすこやかに成長できるよう支援します。
- 「上越市健康増進計画」に基づき、保護者が乳幼児期からの生活習慣病予防に対する意識を持つことができるよう、健康教育の充実を図ります。特に保護者自身が子どもの身体の発育を確認できるよう、成長曲線を活用し、肥満度の高い幼児への個別支援に加え、肥満予防に対する保健指導を充実していきます。
- 子育て中の親が心身ともに健康で、自信をもって子育てに向き合うことができるよう妊娠期から継続した支援を行います。

事業名	事業概要	取組主体
すくすく赤ちゃんセミ ナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、妊娠・出産に関する不安の解消を図るとともに、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防に関する保健指導を行います。	健康づくり推進課
妊産婦新生児訪問指導 事業(こんにちは赤ち ゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供 や養育環境等の把握や保健指導を行います。	健康づくり推進課
離乳食相談会	乳児の保護者が身体計測や食生活や生活リズム等の生活習慣の振り返りを通して、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援します。	健康づくり推進課

基本目標3 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制 の強化

基本施策 3-1 学校教育環境の充実

現状と課題

【現状】

- 市では、ハード・ソフト両面から学校教育環境の整備を進めており、ハード面では、学校施設等整備計画に基づき、学校の安全性向上と防犯対策等を進めています。
- ソフト面では、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して教育補助員によるきめ細か な対応を行い、学習意欲の向上と学習内容の定着を図ったほか、必要に応じ、介護員を 配置し、介護の必要な児童・生徒の学習環境を整えています。
- また、児童・生徒にとって居心地のよい学級づくりを目指し、学校訪問カウンセラーの配置や電話相談の実施、不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室の開設等により、いじめや不登校の予防・早期発見と適切なケアに向けた環境整備に加え、自らの生き方や将来を見つめる職場体験学習の充実を図るとともに、社会的・職業的自立に必要な基礎的・汎用的能力を高めるキャリア教育を推進しています。
- 〇 日本語支援が必要な外国人の児童・生徒に対し、上越国際交流協会と連携し、必要とする 学校には、日本語指導講師を派遣するなど、日本語習得の支援を行っています。

【課題】

- 少子化による児童・生徒数の減少や新時代の教育に対応した学習環境を確保するため、 複式学級の発生など小規模化が進む学校にあっては、保護者や地域の理解を得ながら学 校規模の適正化と適正配置を図る必要があります。
- 全ての子どもたちの学びの機会を保障する上で、特別な配慮や介護、経済的支援、不登校の対応等を必要とする児童・生徒への様々な支援が求められています。
- 校内での問題行動や家庭での児童虐待など、学校だけでは解決が困難な問題が生じている一方で、核家族化の進展やひとり親世帯・高齢者世帯の増加などにより、人と人とのつながりが希薄化し、関係者の連携による課題解決が難しい状況も顕在化しています。
- 学校は、建築時期や規模が様々で、地域性や建築時の財政力などを背景に施設内部のつくりが異なるなど、統一性がなく、老朽化の程度にも差異があることから、どこに視点を置き、どの順番で整備を進めるかなど、計画的な整備を推進していく必要があります。
- 近年、市内企業による外国人雇用者の増加により、日本語支援が必要な外国人の児童・生徒が増加しています。また、日本の学校への編入時に日本語や日本の生活習慣、学校生活などの特別な研修等を受けていないため、学校生活への適応が困難な状態にあります。

施策の方向性

- 学校は子どもたちの学びの場であるという原点に立ち、望ましい学習環境を確保するための適正な学校規模や学校区の在り方を検討し、教育委員会が主体となって学校規模の 適正化に取り組みます。
- 経年劣化や児童・生徒数の変化等への対応、また、学校規模適正化を見据えて、計画的 に施設や設備の整備・改善を進め、安全で快適な学校教育環境を整えます。
- 発達障害など特別な支援を必要とする子どもの多様な学びの場を確保するため、専門職員の配置等によるきめ細かな相談・支援等の対応を図ります。
- 日本語支援が必要な外国人の児童・生徒に対し、教育的な支援を充実させ、学校生活の 充実や学力向上を図ります。

事業名	事業概要	取組主体
学校規模の適正化	子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、 学校の規模及び配置の適正化に取り組みます。	教育総務課
学校施設整備事業	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備する とともに、老朽化した施設及び設備を改善し、児 童・生徒の安全の確保及び快適な教育環境を整備 します。	教育総務課
生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題を抱える生徒へのきめ細かな対 応を図るため、生徒指導支援員を配置します。	学校教育課
学習指導支援事業	教育補助員、介護員、LD指導員の配置を行い、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てます。	学校教育課
不登校児童生徒適応指 導教室	不登校児童・生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や社会的に自立することができるよう支援します。また、必要に応じて訪問指導を行います。	教育センター
外国人児童生徒への日 本語支援事業	日本語支援が必要な外国人の児童・生徒に対し、教育的な支援を充実させ、学校生活の充実や学力向上を図ります。	学校教育課 上越国際交流協会

基本施策 3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進

現状と課題

【現状】

- 安全・安心な地域社会の実現に向けて、警察や防犯協会、交通安全協会などの関係機関・ 団体と連携して、下校時のパトロールを行うとともに、不審者情報・交通安全情報をメ ール配信するほか、子どもを対象とした防犯教室や交通安全教室を実施しています。
- 「地域青少年育成会議」を平成21年度までに全ての市立中学校区で設立するとともに、 平成24年度には全ての市立小・中学校をコミュニティ・スクールに指定したことを経 て、市内では、「地域の子どもは地域で育てる」という気運が高まる中で、地域の「ひ と・もの・こと」を活用した教育活動が充実するなど、地域との協働による学校づくり が着実に進められてきています。
- 学校がまちづくりの活動に関わることで、子どもが様々な学習活動として企画・運営を したり、地域の社会貢献活動に参加し、地域の方と共に汗を流したりするなど、地域と ともにある学校が具現化した姿が見られるようになっています。

【課題】

- 〇 少子化、核家族化、共働き世帯の増加、人と人とのつながりの希薄化など、家庭を取り 巻く環境は大きく変化しています。家庭教育が困難な社会の中、地域全体で子どもを育 てる体制づくりが必要です。
- 各地域の特性を生かした青少年育成活動をはじめ、その代表的な取組である「あいさつ 運動」の広がりと定着が見られる一方で、取組の内容や意識に地域差が認められたり、 地域と学校をつなぐ役割を持った地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の 後継者が不足するなどの課題が生じており、関係者や地域住民の意識啓発に向けた更な る取組が必要です。

- 安全・安心な地域社会を実現するためには、犯罪の被害に遭わないための教育が必要であることから、防犯教室や交通安全教室では、参加・体験型の内容を盛り込み、年齢の理解度に応じた内容で指導します。
- 学校・家庭・地域が連携し、コミュニティ・スクールや地域青少年育成会議の活動の周知や充実に取り組むほか、中学校区全体で目指す子どもの姿を共有するとともに、活動の連携を図るなど、地域ぐるみの教育を推進し、子どもたちが、安全で安心な生活を送る中で、自主性や社会性を身に付け、地域に貢献したいという気持ちを育みます。
- 各地域の青少年育成会議や地域団体の自発的、主体的な活動を支援するとともに、公民 館等を活用しながら地域と学校との連携・協働による活動を一層進めることで、それぞ れの地域に合った青少年の健全育成活動の推進と地域の教育力の向上を図ります。

事業名	事業概要	取組主体
安全教室(防犯教室)	保育園児・幼稚園児及び小学生を対象に、犯罪から 自らの身を守るための方法を指導します。	市民安全課
交通安全教室	保育園児・幼稚園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通ルールの基礎や交通 事故防止のための知識を指導します。	市民安全課
学校運営協議会制度 (コミュニティ・スク ール)の推進	市立全幼・小・中学校の校(園)長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する学校運営協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。	学校教育課
地域青少年育成会議	地域青少年育成会議活動事業交付金により各育成会議の活動を支援するとともに、地域学校協働本部事業による地域と学校との連携・協働した活動を促進します。	社会教育課

基本目標4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

基本施策 4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済

■現状と課題

【現状】

- 虐待やいじめの認知件数は、年々増加傾向にあります。
- 児童虐待の早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を、要保護児童対策地域協議会 を中心に関係機関と連携しながら行うとともに、特定妊婦や発育・発達に課題のある子 どもとその家庭への支援など、児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動に取り組んでいます。
- いじめの防止では、「上越市いじめ防止基本方針」を地域や学校の実情に応じた内容に見直すとともに、上越市いじめ問題対策連絡協議会及び専門委員会において、各所属団体におけるいじめ防止等に関する取組の情報共有を図り、学校・家庭・地域が連携の強化に取り組んでいます。

【課題】

- 児童虐待相談対応件数が全国的に増加する中、当市においても虐待受理数が増加している現状を踏まえ、今後も要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の発生予防、早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を関係機関と連携していく必要があります。
- 子育てに困難を感じる保護者や育てにくさのある子どもとその保護者へ切れ目のない 支援を行うために、保育園・学校などの関係機関と密に情報共有しながら、子どもが示 す小さなサインを見逃さず、早期から保護者支援を行うことで、児童虐待を未然に防ぐ 必要があります。
- いじめは「どの学校、どの学級、どの児童・生徒にも起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童・生徒を救うため、「上越市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・その他の関係者と強い連携の下で「いじめを生まない、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでいく必要があります。

- 〇 町内会、保育園等の保護者会、小学校PTAや民生委員・児童委員等を対象に「子どもの虐待予防出前講座」を開催し、市の児童虐待の現状をお知らせするとともに、地域での潜在的な虐待の掘り起こしと将来的な虐待の防止を目指します。
- 電話等での相談支援や、カウンセラーによる学校訪問、関係機関と連携した専門チームによる早期解決の取組を推進するとともに、支援体制の充実や機能の強化を図り、いじめや不登校に悩む子どもをなくすとともに、育児放棄や児童虐待等の諸問題の解消を図ります。

事業名	事業概要	取組主体
上越市要保護児童対策 地域協議会の運営	要保護児童、要支援児童、特定妊婦へ適切な支援 を行うため、関係機関の連携による児童虐待防止 ネットワークを構築し、支援対象児童等に関する 情報共有や支援内容の協議を行い、適切な保護や 支援を図ります。	すこやかなくらし包 括支援センター
虐待予防の啓発活動	町内会、園・学校等の保護者、民生委員等を対象 に、児童虐待の発生予防及び早期発見を目的とし た「子どもの虐待予防出前講座」等を行うなど、 市民に対する普及啓発を図ります。	すこやかなくらし包 括支援センター
いじめ問題対策協議会 の運営	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・ 早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果 的な手立てを講ずるための協議会を運営します。	学校教育課
学校問題解決支援プロ ジェクトチーム(JAS T)	いじめや不登校、虐待問題に迅速・的確に対応し、 早期解決を図るためのチームを組織して機動的な 教育相談体制を整え、学校支援を行います。	教育センター

基本施策 4-2 相談支援体制の充実

現状と課題

【現状】

- こどもセンターや子育てひろばにおいて、子育て相談や情報の提供、講座等を実施する ことにより、子どものすこやかな成長を支援しています。
- 子どもの成長に関する相談窓口として、すこやかなくらし包括支援センターにおいて、 複合的な課題を抱える世帯に対する継続的かつ包括的な相談支援を行っています。
- すこやかなくらし包括支援センターと各種関係機関が連携をとり、子育てに悩んだり不 安を持つ保護者に対し、妊娠期から継続的に相談や支援を行っています。
- 24時間いつでも対応する「子どもほっとライン」を開設し、子ども自身や保護者等から寄せられるいじめや不登校、友人・親子・学校の悩み、将来への不安、不登校、ひきこもり、非行等についての相談に対応しています。
- 国際交流センターにおいて、外国人相談窓口を開設し、子育て、教育などを含む、日本での生活における様々な相談に対応しています。

【課題】

- 「悩みや不安を相談したいが、どこに相談すればよいかわからない」という人や「相談をしたいが気軽に相談できる雰囲気ではないので行きづらい」という人をなくしていく必要があります。
- いじめを受けた場合など、子どもが誰にも相談できずに一人で悩むことがないよう、いっても気軽に相談できる体制が整えられていることを分かりやすく子どもへ周知していく必要があります。
- 社会経済環境の変化が続く中、家庭環境の複雑・多様化が進み、経済的な問題だけでない複合的な課題を抱える世帯の増加が懸念されます。
- 自分や家族だけでは解決困難な複合的な課題を抱える世帯に対し、早期から継続的・包括的な相談支援サービスを行うとともに、地域全体で支える体制づくりに取り組む必要があります。
- 外国人が抱える問題は、多岐にわたることがあることから、一元的に相談できる体制を 整える必要があります。

- 自分や家族だけでは解決が困難な複合的な課題を抱える世帯を支援するため、専門職チームが関係機関と連携し、複雑・多様化する相談に対応します。また、社会からの孤立を防ぐため、自ら声を挙げられない人や困り事を抱えている人の悩みに気づき、支援に繋げていくための地域における支援体制づくりを行います。
- 個々の相談ニーズに応じた相談先の周知に努め、子ども自身が気軽に相談できる環境づくりを行います。
- 外国人の抱える子育て、教育などを含む様々な問題に対し、関係機関と連携し、問題の 解決に向けた支援体制を整えます。

事業名	事業概要	取組主体
すこやかなくらし相談 窓口	子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象とした「すこやかなくらし相談窓口」を子どもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口として、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯に対する継続的かつ包括的な相談支援を行います。	すこやかなくらし包 括支援センター
思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談や来所相談により、思春期における知識の普及や不安の軽減を図ります。	健康づくり推進課
外国人相談	外国人が抱える子育て、教育などを含む様々な問題に対し、関係機関と連携し、課題の解決に向けた支援を行います。	共生まちづくり課
女性相談員による相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談を行います。	男女共同参画推進センター
こどもほっとライン	24時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童・生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図ります。	学校教育課
若者ほっとライン	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行います。	社会教育課

基本施策 4-3 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

【現状】

- 市では、男女共同参画推進センターを拠点に、性別による差別的取扱いの排除と固定的な考えに対する意識の変革に向けて取り組んできたほか、主に女性の抱える様々な問題に対応するため、女性相談員による相談体制を構築し、ケースに応じた適切な対応に努めています。
- 全国的に女性の就業率が上昇し、共働き世帯も年々増加している中にあって、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担の意識が今なお残っており、仕事と家庭生活の両立が困難となっている状況があります。

【課題】

- 男女の平等感について、男性の方が女性よりも優遇されていると感じる割合が23.4% であることが「上越市の男女共同参画に関する市民意識調査結果(平成29年度)」で明らかとなり、性別による役割分担の意識が根強く残っています。
- 働く人が自分らしい生き方を選択できる環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランス の取組を更に推進する必要があります。

- 女性相談窓口の認知度向上に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、ケースに 応じた適切な助言・サポートに取り組み、主に女性の抱える問題や、DV・児童虐待等 の様々な要因が複雑に絡み合う問題に対応します。
- 多くの人たちが男女共同参画社会の実現に向けた動きを実感できるようにするため、家庭や地域など身近な環境の中における平等の確立に資する取組を進めます。
- 男性の子育て参画促進を通じて女性の子育てに関する負担感軽減や、子育て中にある女性の就職率向上による世帯収入の向上に向けて、仕事と生活の調和を更に推進します。
- 仕事と家庭の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備 するため、市内事業者等への意識啓発を行います。

事業名	事業概要	取組主体
男女共同参画社会の実 現に向けた広報・啓発活 動	情報紙の発行や各種講座の開催を継続的に実施することにより、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。	男女共同参画推進センター
ワーク・ライフ・バラン スに関する意識啓発事 業	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座を開催することにより、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供します。	男女共同参画推進センター
職業生活と家庭生活の 両立のための広報・啓発 事業	国・県等と連携し、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進にかかる各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を行います。	産業政策課
女性の再就職支援セミ ナーの開催	女性が再就職しやすい環境づくりに向け、関係機関 との情報共有や協議、調整を行うとともに、関係機 関と連携し、女性の再就職支援セミナーを開催しま す。	産業政策課 ハローワーク上越
企業における再雇用制 度導入の普及啓発	育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇 用特別措置について、広報やホームページを活用し て周知・啓発を行います。	産業政策課

基本施策 4-4 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

【現状】

- 当市は、子どもの貧困とは、単に家庭の経済的困窮のみを捉えるのではなく、個々の家庭が 抱える複合な課題や困り事が複合する中で生ずるものと認識していることから、生活困窮 世帯(生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯を含む)などへの経済的支援はもとより、 すこやかなくらし包括支援センターにおいて、複合的な課題を抱える子育て中の家庭に対 して継続的かつ包括的な相談支援を行うなど、様々な施策を実施してきました。
- これまで実施してきた子ども・子育て支援にかかる各種施策については、「貧困対策」として位置付けた取組ではないものの、結果として「貧困対策」に繋がっています。
- 一方で、平成30年度に実施した「こどもの生活実態に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)の結果では、回答者の 11.9%が、世帯収入が一定基準を下回る困窮層に区分され、一般層と比べ、暮らしの状況について「苦しい」と考えている割合が高い結果となっています。

【課題】

- 子どもの生活や将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、切れ目のない支援をすることが必要です。
- アンケート調査の結果では、経済的な問題のみならず、以下のような様々な実態があげられていることから、関係機関をはじめ地域が一体となって子どもの貧困対策を推進する必要があります。

□経済状況について

・困窮層の世帯は一般層の世帯に比べ、「食料」 や「光熱水費」などの支払いができなかった 経験や「塾・習い事に通わせる」、「大学以上 の教育を受けさせる」ことを経済的に難しい と考えている比率が高い。

□居場所等の状況について

- 子どもの放課後等の居場所については、収入 区分に関わらず「自宅」で過ごす子どもの割合 が高い。
- ・困窮層の世帯の子どもは、一般層の世帯の子どもに比べ、「朝食や夕食の孤食率」が高く、 1日の「電子機器を使ったゲームやインターネット」の使用時間が長い傾向にあり、地域行事への参加や習い事等の経験が少ない傾向にある。
- ・困窮層の世帯では、悩みや心配なことがあっても、「相談する相手がいない」とする回答が一般層の世帯より多い。

□保護者の就労状況について

- ・ 困窮層の世帯では一般層の世帯に比べて正社 員の比率が低く、パート等の比率が高い。
- ・母子世帯の貧困率は59.7%、半数以上が派遣・ 契約社員、パート・アルバイト等の非正規雇用 であり、収入においては300万円未満が全体 の66.6%となっている。

ロ子ども自身について

- ・1日の勉強時間と遊ぶ時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にある。また、学習塾やスポーツの習い事をしている子どもは、していない子どもに比べて授業の理解度が高い傾向にある
- ・子ども自身の「将来の希望や夢、目標」などの 考え方において、一般層の世帯と困窮層の世 帯に大きな相違は認められず、置かれている 環境に違いはあっても、自分の将来に希望を もち、実現に向かって頑張ろうとする考えを 持っている。

▮施策の方向性

○ 学校や家庭、地域等と連携して、子どもの自立に向けた支援を行い、これからの未来を 生きていくための力を育てます。

● 主な関連事業

- ▶ 子どもの権利学習の実施
- ▶ 謙信 KIDS プロジェクト
- ▶ 若者の居場所(Fit)
- ▶ こどもセンターの運営
- ▶ 通常保育事業
- ▶ 不登校児童生徒適応指導教室
- ▶ 若者ほっとライン

- ▶ 子どもの居場所づくり
- ▶ 夏休み☆子どもつどいのひろば
- ▶ 奨学金貸付事業
- ▶ 子育てひろばの運営
- ▶ 妊産婦新生児訪問指導事業
- ▶ 子どもほっとライン

子どもの成長段階に応じた主な支援のイメージ

就学前

小 • 中学生

高校生等

〇子どもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口

すこやかなくらし包括支援センターにおいて、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯 に対する継続的かつ包括的な相談支援を実施

○養育環境の把握

• 妊産婦新生児訪問指導事 業などによる養育環境の 早期把握•早期対応

〇相談支援

・発育発達に合わせた対応 ができるよう子どもの育 ちを支援

〇幼児教育・保育

・遊びを通した発達に必要 な経験など、子どもの育 ちを支援

○遊びの場の提供

「こどもセンター」、「子 育てひろば」において、 子ども同士の交流や遊び の場を提供

○教育の支援

- ・学校に通う子どもの学力が保障され るよう、きめ細かな教育の推進と教 職員による教育相談支援
- 社会の中で生きていくために必要な 能力や態度、意欲を育むためのキャ リア教育の推進
- 子どもの権利学習テキスト「えが お」を用いた、子どもの権利を学ぶ 機会の提供

○放課後等の居場所の提供

- ・地域における子どもの居場所づくり ・「謙信 KIDS プロジェクト」や「夏休 み☆子どもつどいのひろば」などの 様々な体験活動の実施
- ・就労等で昼間、保護者がいない家庭の 小学生を対象に、生活の場として放課 後児童クラブの開設

〇相談支援

- ・いじめや不登校などに関する悩みや問 題について「子どもほっとライン」、 「教育センター」による相談対応
- ・適応指導教室による不登校の子どもへ の支援

〇進学の支援

・奨学金制度による授業料や交通 費等の支援

〇就労の支援

上越地域若者サポートステーシ ョンによる就労に向けた支援

〇居場所の提供

義務教育終了後の困難を抱え る若者を支援するため、若者 の居場所(Fit)の開設

〇相談支援

義務教育終了後の若者の悩みや 将来への不安、不登校、ひきこ もり、非行等の問題を「若者ほ っとライン」による相談対応

施策

○ 家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援を行うとともに、子育て家庭が、必要な支援やサービスを確実に利用することができるよう、その周知の強化を図ります。

● 主な関連事業

- ▶ 子ども医療費助成事業
- ♪ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ▶ 母子家庭等の自立支援の推進
- ▶ 子育てジョイカード事業

- ▶ 保育料及び給食費の軽減
- ▶ 通学援助費
- ▶ 就学援助費

○ 安心して就労できるよう、保育の受け皿を整えながら、引き続き、保育園の機能及び質の向上を図るほか、保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、24時間受入可能なファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど多様な保育サービスを提供します。

● 主な関連事業

- ▶ ファミリーサポートセンター事業
- ▶ 保育園の再配置等の推進
- ▶ 一時預かり事業
- ▶ 病児保育事業
- ▶ 放課後児童クラブ

- ▶ 通常保育事業
- ▶ 延長保育事業
- ▶ ファミリーヘルプ保育園の運営
- ▶ 病後児保育事業
- 虐待など深刻な問題や様々な困難を抱える子育て家庭に対し、課題の解決に向けて、す こやかなくらし包括支援センターなど庁内関係部署や関係機関が連携し、きめ細やかな 支援を行います。
- 困窮の恐れがある、または現に経済的に困窮している子育て家庭に対し、生活困窮者自立支援事業等により、日常生活の自立や就労に向けた支援を行います。
- 地域や教育機関、行政が連携を図りながら地域で子どもを見守る仕組みづくりを進め、 支援を必要とする子どもや保護者を早期に発見するとともに、必要な支援へつなげます。

● 主な関連事業

- ▶ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動
- ▶ 上越市要保護児童対策地域協議会の運営
- ▶ 学校問題解決支援プロジェクトチーム(JAST)
- ▶ すこやかなくらし相談窓口

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画を作成し、次の 1~4を記載することが義務付けられています。第 5 章は、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画に相当するものです。

必須記載事項

- 1. 「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育(以下「教育・保育」という)」及び「地域子 ども・子育て支援事業」を提供する区域の設定に関すること
- 2. 各年度における「教育・保育」の量の見込み(需要)と提供体制の確保の内容等(供給)に関すること
- 3. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保の内容等に関すること
- 4. 「教育・保育」の一体的提供及び推進体制の確保の内容等に関すること

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業」は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

<子ども・子育て支援給付>

幼児期の教育・保育を個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設や事業を利用した場合でも、共通の仕組みで公費の対象となります。(実務上は、法定代理受領という仕組みで、市が直接施設や事業者に給付費を支払います。)

なお、子ども・子育て支援給付は、次の2つの給付に分類されます。

● 施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

2 地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4つの事業です。(新制度では、"地域型保育事業"として、市町村の認可による2歳以下の子どもを対象とした定員19人以下の保育事業を給付の対象としています。)

<地域子ども・子育て支援事業>

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的とした事業で、13の事業が位置付けられており、地域の実情に応じて、市町村が実施することになります。

- ① 利用者支援事業
- ② 奸婦健診事業

③ 乳児家庭全戸訪問事業

- ④ 養育支援訪問事業
- ⑤ 子育て援助活動支援事業
- ⑥ 一時預かり事業 ⑨ 時間外保育事業

- ⑦ 病児保育事業
- ⑧ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 放課後児童健全育成事業 ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑫ 子育て短期支援事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について

- 子ども・子育て支援法の規定及び国が定める基本指針等に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や現在の教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業計画の提供区域を設定します。
- 提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 の確保内容・実施時期を記載します。

(2) 当市の提供区域について

- 幼児期の教育の提供区域は、合併前上越市区域にのみ整備されているが、利用者のニーズに柔軟に対応するため「1区域(市全域)」とします。
- 幼児期の保育(延長保育事業を含む)の提供区域は、その利用実態が旧市町村単位でまとまっていることから「14区域(旧市町村)」とします。
- 放課後児童健全育成事業の提供区域は、利用実態が概ね小学校区であることから「小学校区」とします。
- それ以外の事業は、市全域を対象に提供している事業であるため「1区域(市全域)」と します。

■提供区域の設定

<u> </u>	区域の設定	
	区分	提供区域
教育		1 区域(市全域)
保育		14区域(旧市町村)
	利用者支援事業	1 区域(市全域)
Lul.	妊婦健診事業 (妊婦一般健康診査)	1 区域(市全域)
地域子ども	乳児家庭全戸訪問事業(妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業)	1 区域(市全域)
子ど	養育支援訪問事業(産前・産後ヘルパー派遣事業)等	1 区域(市全域)
ŧ	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター運営事業)	1 区域(市全域)
子	一時預かり事業	1 区域(市全域)
子育て支援事業	病児保育事業(病児・病後児保育事業)	1 区域(市全域)
支援	地域子育て支援拠点事業(こどもセンター、子育てひろば)	1 区域(市全域)
事業	時間外保育事業(延長保育事業)	14区域(旧市町村)
木	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 区域(市全域)

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

(1)教育・保育の認定区分について

- 保育園などの利用にあたっては「利用するための認定(給付認定)」を受ける必要があります。
- 子どもの年齢に応じ、幼稚園などで教育を希望するか、保育園などで保育を必要とする かによって3つの認定区分があり、その区分に応じて利用できる施設が異なります。

■認定区分と利用施設

認定区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望 (保育の必要なし)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠

(2)教育・保育の量の見込み及び確保内容等

- 幼稚園は、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できます。
- 2号認定については、従来どおり「保育を必要とする子ども」と「教育の利用希望が強いもの」に分けて、量(必要利用定員総数)を見込みます。
- 当市では、○歳児と1歳児を一緒に保育していることから、3号認定については、○・1歳児と2歳児の区分とし、それぞれの量(必要利用定員総数)を見込みます。
- 「量の見込み」に対して1号認定・2号認定・3号認定ともに「確保の内容」を整えています。しかしながら、年度途中に入園を希望するO、1歳児について、保護者の希望する園に入園できないケースがあります。この場合は、保育課が保護者と相談しながら、条件に近い他の園を紹介しています。
- 教育・保育の量の見込み及び確保内容については、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化による影響が不透明であるため、教育・保育双方の推計値にはその影響は考慮していません。

① 教育【1号認定及び2号認定のうち3歳以上児】・・・1区域(市全域)

① 量の見込みの考え方

令和2年度以降の推計人口に、過去5か年(平成27年度~令和元年度)の平均就園率を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

量の見込みに対して、既存の幼稚園の利用定員で確保可能です。引き続き、ニーズの変化に 対応し、幼児教育の質の向上を図ります。

<市全域>

実績(実人数)									
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)					
1,209	1,270	1,266	1,216	1,139					

	推計(実人数)											
	区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度						
1	量の見込み	1,079	1,024	915	894	853						
	1号認定	% 1										
	2号認定	% 2										
2	確保の内容	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429						
	特定教育•保育施設※3	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081						
	企業主導型保育施設の地域枠	_	_	_	_	_						
	確認を受けない幼稚園	348	348	348	348	348						
	2-1	350	405	514	535	576						

^{※1、2} 新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので 1 号認定・2 号認 定の分類はできません。

※3 ここで言う「特定教育・保育施設」は、幼稚園、認定こども園を指します。

■② 保育【2号認定、3号認定】・・・14区域(旧市町村)

① 量の見込みの考え方

各区域の量の見込みは、令和2年度以降の推計人口に、令和元年度の就園率をベースに過去 5か年(平成27年度~令和元年度)の就園率の平均増減率を加味して算出しました。

② 確保の内容の考え方

いずれの区域も量の見込みに対して、既存の保育施設の利用定員で確保可能ですが、3歳未満児の入園が多い状態が続いており、これまで保育士の確保が課題となっています。

児童数自体は減少していることから、将来的な児童数と3歳未満児の入園状況を推測するとともに、公立と私立が連携して保育サービスを提供し、将来的に持続可能な保育の受け皿を整えながら、引き続き保育施設の機能及び質の向上を図ります。

<上越市全体>

	実績(実人数)											
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度							
3~5歳	3,474	3,424	3,335	3,293	3,280							
2歳	832	878	874	875	871							
O•1歳	917	921	899	970	1,001							
合計	5,223	5,223	5,108	5,138	5,152							

		į	推計(実人数)			
	区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
1	量の見込み	5,039	4,926	4,803	4,690	4,580
	2号認定(3~5歳)	3,156	3,072	2,960	2,851	2,749
	3号認定(2歳)	898	861	845	837	830
	3号認定(0・1歳)	985	993	998	1,002	1,001
2	確保の内容	6,022	6,022	6,022	6,022	6,022
	2号認定(3~5歳)	3,746	3,745	3,749	3,749	3,747
	3号認定(2歳)	1,052	1,056	1,053	1,051	1,051
	3 号認定(O · 1 歳)	1,224	1,221	1,220	1,222	1,224
2	-1	983	1,096	1,219	1,332	1,442
	2号認定(3~5歳)	590	673	789	898	998
	3号認定(2歳)	154	195	208	214	221
	3号認定(0・1歳)	239	228	222	220	223

<合併前上越市>

角	F度	4	令和2年度	ξ	4	令和3年度	Ę	令和 4 年度			
== ^ ·		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
瓦 公司	≧区分	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u>	2,149	743	676	2,122	751	629	2,053	755	621	
②確保の	特定教育· 保育施設 ^{※4}	2,516	860	722	2,516	860	722	2,516	860	722	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	4	30	20	6	30	18	10	28	16	
2-1		371	147	66	400	139	111	473	133	117	

角	度	4	令和 5 年度	Ę	令和6年度			
≘n d		2号	3	号	2号	3号		
認定区分		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	ひみ	2,005	759	616	1,926	757	610	
②確保の	特定教育• 保育施設	2,516	860	722	2,516	860	722	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	10	28	16	10	28	16	
2-1		521	129	122	600	131	128	

※4 ここで言う「特定教育・保育施設」は、保育園、認定こども園を指します。(以下、名立区まで同様)

<安塚区>

年度		令和 2 年度			4	令和3年度	Ę	令和 4 年度		
== ^- ·		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
記入	官区分	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳
①量の見込	①量の見込み		5	1	11	4	5	12	3	3
②確保の	特定教育 · 保育施設	22	10	8	22	10	8	22	10	8
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_	_		_	_		_	_
2-1		7	5	7	11	6	3	10	7	5

鱼	F度	4	令和 5 年度	Ę	令和6年度			
=刃 弓	크로스	2号	3	号	2号 3号		号	
認定区分		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u> み	13	3	3	15	3	3	
②確保の	特定教育 · 保育施設	22	10	8	22	10	8	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		_	_		_	_	_	
2-1		9	7	5	7	7	5	

<浦川原区>

鱼	年度·		合和 2 年度	Ę	4	令和3年度 令和4年度			Ē	
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3~5歳	0 • 1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳
①量の見込	①量の見込み		13	14	62	14	10	54	14	11
②確保の	特定教育 · 保育施設	68	20	22	68	20	22	68	20	22
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	_	_	_	_	_	_	_	_	
2-1		12	7	8	6	6	12	14	6	11

角	度	4	令和 5 年度	Ę	令和6年度			
€XI ←	크로스	2号	3	号	2号	3号		
認定区分		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u> #	50	13	11	45	13	10	
②確保の	特定教育 · 保育施設	68	20	22	68	20	22	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	_	_	_	_	_	_	
2-1		18	7	11	23	7	12	

<大島区>

年度		4	令和 2 年度			令和3年度	Ę	令和 4 年度			
認定区分		2号	3号		2号	3号		2号	3	号	
記入	ELT	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u> み	14	5	4	14	5	4	14	5	4	
②確保の	特定教育· 保育施設	30	10	10	30	10	10	30	10	10	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠		_	_		_	_		_	_	
2-1		16	5	6	16	5	6	16	5	6	

角	度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
en d	認定区分		2号 3号		2号	3	号	
認定区分		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		5	4	12	5	4	
②確保の	特定教育 · 保育施設	30	10	10	30	10	10	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_	_		_		
2-1		18	5	6	18	5	6	

<牧区>

年度		4	令和2年度	Ę	4	令和3年度	Ę	令和 4 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
1000人	- LAT	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	
①量の見込み		16	4	2	11	5	3	9	5	4	
②確保の	特定教育• 保育施設	33	10	7	33	10	7	33	10	7	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	1	_	_	_	_	_	_	_		
2-1		17	6	5	22	5	4	24	5	3	

白	F度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
認定区分		2号	:号 3号			3	号	
八公记	認定区分		0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見る	<u>\</u>	0	4	3	11	4	3	
②確保の	特定教育 · 保育施設	33	10	7	33	10	7	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠				_		_		
2-1		24	6	4	22	6	4	

<柿崎区>

年度		令和 2 年度			4	令和3年度	Ę	令和 4 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
記入	E区分	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		39	30	151	41	27	148	41	28	
②確保の	特定教育 · 保育施設	206	39	35	206	41	33	206	41	33	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
2-1		43	0	5	55	0	6	58	0	5	

白	F度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	2号 3		
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		41	28	124	41	27	
②確保の	特定教育 · 保育施設	206	41	33	206	41	33	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠							_	
2-1		76	0	5	82	0	6	

<大潟区>

年度		4	令和 2 年度			令和3年度	Ę	令和 4 年度			
韧中区公		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
部人人	認定区分		0 • 1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	ひみ	172	53	53 36 164 49 45 154		51	40				
②確保の	特定教育• 保育施設	195	53	42	195	50	45	195	51	44	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	-	_	_	_	_	_	_	_	_	
2-1		23	0	6	31	1	0	41	0	4	

角	度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3号		
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		53	41	157	55	42	
②確保の	特定教育 · 保育施設	195	53	42	193	55	42	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		_	_	_	_	_	-	
2-1		38	0	1	36	0	0	

<頸城区>

年度		4	令和2年度			令和3年度	Ę	令和 4 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
記入	ELT	3~5歳	0 • 1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込み		191	34	59	198	39	38	184	39	46	
②確保の	特定教育 · 保育施設	223	75	62	223	75	62	223	75	62	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	1	_	_	_	_	_	_	_	_	
2-1		32	41	3	25	36	24	39	36	16	

角	度	4	令和 5 年度	Ę	令和6年度			
≘n d	認定区分		2号 3号		2号	3	号	
認定区分		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		40	46	146	40	47	
②確保の	特定教育 · 保育施設	223	75	62	223	75	62	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		_	_	_	_	_	_	
2-1		57	35	16	77	35	15	

<吉川区>

年度		令和2年度			4	令和3年度	Ę	令和 4 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
高心人	ELAT	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込み		48	11	7	42	10	14	43	10	11	
②確保の	特定教育• 保育施設	49	11	10	46	10	14	46	10	14	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_	_	_	_	_	_	_		
2-1		1	0	3	4	0	0	3	0	3	

角	度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	
		3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		10	11	43	10	11	
②確保の	特定教育• 保育施設	46	10	14	46	10	14	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_			_	_	
2-1		7	0	3	3	0	3	

<中郷区>

角	F度	4	令和 2 年度	ξ	4	令和3年度	Ę	4	令和 4 年度	ξ
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号
八 公記	E 区分	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳
①量の見込	①量の見込み		8	8	33	6	16	44	6	11
②確保の	特定教育 · 保育施設	62	13	15	62	12	16	62	12	16
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_	_			_		_	_
2-1		17	5	7	29	6	0	18	6	5

白	F度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
認定区分		2号	3	号	2号 3号		号	
八公记	<u>-</u> БЛ	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u>	46	6	10	48	5	10	
②確保の	特定教育 · 保育施設	62	12	16	62	12	16	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		_	_	_	_	_	_	
2-1		16	6	6	14	7	6	

<板倉区>

年度		4	令和 2 年度	Ę	令和3年度			4	令和 4 年度		
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
心心	- LAT	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		21	24	96	22	20	89	22	22	
②確保の	特定教育 · 保育施設	119	36	35	119	36	35	119	36	35	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		1	_	_	_	_	-	_	_		
2-1		16	15	11	23	14	15	30	14	13	

角	度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	
人心后	<u>-</u> БЛ	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u> み	81	22	22	75	22	22	
②確保の	特定教育 · 保育施設	119	36	35	119	36	35	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		_	_	_	_	_	_	
2-1		38	14	13	44	14	13	

<清里区>

年度		4	令和 2 年度	Ę	令和3年度			4	令和 4 年度	Ē
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号
記入	ELT	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳
①量の見込	①量の見込み		12	5	35	11	11	33	11	9
②確保の	特定教育 · 保育施設	50	16	14	50	16	14	50	16	14
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_	_		_	_		_	_
2-1		5	4	9	15	5	3	17	5	5

角	F度	4	令和 5 年度	Ę	令和6年度			
認定区分		2号	3号		2号	3	号	
前心人	<u>-</u> БЛ	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u>	33	10	9	37	10	9	
②確保の	特定教育 · 保育施設	50	16	14	50	16	14	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_	_		_		
2-1		17	6	5	13	6	5	

<三和区>

年度		4	合和 2 年度	Ę	令和3年度			÷	令和 4 年度		
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
高心人	ELAT	3~5歳	0 • 1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	
①量の見込	①量の見込み		27	25	100	27	30	94	27	27	
②確保の	特定教育 · 保育施設	130	30	40	130	30	40	130	30	40	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠			_	_	_	_	_	_	_		
2-1		25	3	15	30	3	10	36	3	13	

鱼	F度	4	令和 5 年度	Ę	令和6年度			
認定区分		2号	3号		2号	3	号	
八公记	<u>-</u> БЛ	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	0・1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u> み	83	27	26	83	27	25	
②確保の	特定教育・ 保育施設	130	30	40	130	30	40	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		_	_	_	_	_	-	
2-1		47	3	14	47	3	15	

<名立区>

年度		4	令和 2 年度	Ę	4	令和3年度	Ę	4	令和 4 年度		
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	2号	3	号	
記入	ELT	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	3~5歳	0 • 1歳	2歳	
①量の見込	<u>\</u> み	34	10	7	33	9	9	29	9	8	
②確保の	特定教育 · 保育施設	39	11	10	39	11	10	39	11	10	
内容	企業主導型保育 施設の地域枠	1	1	_	ı	ı	_	l	_	_	
2-1		5	1	3	6	2	1	10	2	2	

白	F度	4	令和 5 年度	Ę	令和 6 年度			
認定区分		2号	3	号	2号	3	号	
八公司	- LAT	3~5歳	0・1歳	2歳	3~5歳	O・1歳	2歳	
①量の見る	<u>\</u>	27	9	7	27	9	7	
②確保の	特定教育 · 保育施設	39	11	10	39	11	10	
内容 企業主導型保育 施設の地域枠		_	_	_	_	_	-	
2-1		12	2	3	12	2	3	

③ 満3歳未満児の保育利用率(上越市全体)

各年度で想定している満3歳未満児の保育利用率は、以下のとおりです。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満児の推計人数	3,745	3,601	3,532	3,455	3,380
3号認定の利用定員数	2,276	2,277	2,273	2,273	2,275
保育利用率	60.8%	63.2%	64.4%	65.8%	67.3%

※平成31年4月1日現在における満3歳未満児の保育利用率は58.7%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

(1) 利用者支援事業・・・1区域(市全域)

○ 子どもや保護者、または妊娠している方の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、教育・保育施設や保健事業など、子育て支援に関するサービス等の情報提供や利用に向けた相談・支援を行います。

① 量の見込みの考え方

オーレンプラザこどもセンターにおいて、子育て支援の情報や地域の情報の提供や子育て 相談を行うとともに、一人一人の状況に応じてきめ細かく支援します。

また、母子保健型として、すこやかなくらし包括支援センター及び 13 区総合事務所に、 子育て支援包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの、切れ目のない 相談支援を実施します。

② 確保の内容の考え方

現行の実施体制でより地域に身近な所で、支援が必要な人に情報提供等ができているため、 引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

なお、基本型にあっては委託する NPO 法人と市直営の母子保健型が連携し、ニーズにあったきめ細やかな子育て支援ができるよう、実施体制の充実を図ります。

実績(実施箇所数)										
区 分 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度										
基本型・特定型	1	1	1	1	1					
母子保健型	0	0	14	14	14					

	推計(実施箇所数)						
	区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	
1):	量の見込み	15	15	15	15	15	
	基本型・特定型	1	1	1	1	1	
	母子保健型	14	14	14	14	14	
2	確保の内容	15	15	15	15	15	
	基本型・特定型	1	1	1	1	1	
	母子保健型	14	14	14	14	14	
2	-1	0	0	0	0	0	
	基本型・特定型	0	0	0	0	0	
	母子保健型	0	0	0	0	0	

(2) 妊婦健診事業(妊婦一般健康診査事業)・・・1区域(市全域)

○ 妊婦の健康状態、胎児の発育状況等を定期的に確認するとともに、健康の維持・増進を 促すために、妊婦一般健康診査費用14回分の公費負担と保健指導を行い、安心して妊 娠・出産を迎えられるよう支援します。

① 量の見込みの考え方

令和2年度以降の推計人口から、O歳児人口を妊婦の人数として見込み、これに健診回数14回を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

現行の実施体制で量の見込みに対応できるため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図るとともに、支援が必要な場合は健康教育や訪問等で速やかに支援を行います。

実績(延べ受診回数)						
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)		
17,331	16,648	16,143	15,788	16,842		

	推計					
	区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
1)1	量の見込み (延べ受診回数)	16,478	16,128	15,764	15,428	15,092
	受診票交付数(実人数)	1,177	1,152	1,126	1,102	1,078
	一人当たり健診回数(回)	14	14	14	14	14
(2)	実施場所	県内委託医療	長機関及び助産	所(市内は6	医療機関)	
② 確 保	中华大型	県内委託医療	寮機関等へ市か	発行する受診	票を持参し受	診する。
保実施体制 *県外で妊婦健診を受診した場合、償還払いで対応する。					る。	
内内容検査項目県が示す基準に準じる。実施時期県が示す基準に準じる。						

(3) 乳児家庭全戸訪問事業・・・1区域(市全域)

○ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言及び指導を行います。

① 量の見込みの考え方

令和2年度以降の推計人口をもって0歳児の人口としました。

② 確保の内容の考え方

現行の実施体制で支援が必要な人に情報提供等ができているため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図るとともに、継続した支援が必要な場合には訪問や乳幼児健診等で支援を行います。

実績(実人数)						
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)		
1,434	1,320	1,309	1,208	1,221		

	区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	
1)1	量の見込み (人)	1,203	1,177	1,152	1,126	1,102	
実施場所 自宅または出産後退院先							
2 確		• 生後2か月	までの家庭訪	問は依頼助産的	师15人(上赵	越助産師会)	
保		が実施する	。訪問先が県	内の場合、滞存	生先の市町村を	延通じて訪問	
の内	実施体制	を実施する) _o				
容		・生後2か月から4か月までの家庭訪問は依頼保健師2人が実施す					
		る 。					

(4) 養育支援訪問事業(産前・産後ヘルパー派遣事業)等・・・1区域(市全域)

- 養育支援が必要な家庭を訪問して、保健師や助産師による養育に関する相談、助言及び 指導を行うとともに、ホームヘルパーによる育児・家事支援等を行います。
- 要保護児童対策地域協議会構成員の専門性強化を図り、子どもと家庭に適切な支援を行 うとともに、児童虐待の未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。

① 量の見込みの考え方

養育支援訪問事業の訪問件数は年によって増減するため、過去4年(平成27年度~30年度)のうち、過去の最大値である平成30年度実績を各年の量の見込みとします。

② 確保の内容の考え方

現行の訪問体制で量の見込みに対応できるため、引き続き、現行体制を維持し、量の見込みの確保を図るとともに、必要時に子育て支援制度を活用できるよう支援を行います。

■養育支援訪問事業

実績(実人数)						
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)		
359	460	421	614	614		

	推計						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	
1) 1	量の見込み (実人数)	614	614	614	614	614	
	(延べ人数)	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	
(2)	実施場所	対象者自宅					
② 確 保	宇华 丛制	・養育に関する保健指導 市保健師等					
保 の	実施体制	・育児・家事	支援	委託事業所	(市内4事業所	ī)	
内	中华吐彻	ホームヘルパーの派遣は産後16週以内で60時間を限度とする。					
容	実施時期	(多胎児の場合は、産後1年以内で70時間を限度とする。)					

(5)ファミリーサポートセンター運営事業・・・1区域(市全域)

○ 市内に住所を有する育児の援助を受けたいおおむね12歳以下の子どものいる人(依頼会員)と、育児を援助したい人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

① 量の見込みの考え方

実績値は年度によって増減があることから、令和元年度の見込み量をもって推計値とします。

② 確保の内容の考え方

現状、利用会員の希望を受け入れることができる提供会員数を確保していることから、量の見込みと同数を確保の内容とします。今後、地域の子育て力の向上を図るため、地域の子育て支援の担い手である提供会員の発掘・増員に向け、制度周知の取組を強化します。

実績(延べ利用人数)						
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)		
2,382	2,530	2,780	2,434	2,500		

推計(延べ利用人数)							
区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度		
①量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
②確保の内容	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
2-1	0	0	0	0	0		

③ 会員数(令和元年8月31日現在)

提供:	会員数	依頼会員数	両方会員数	合 計
	232	467	51	750

(6) 一時預かり事業・・・1区域(市全域)

○ 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点施設等で一時的に預かります。

■① 幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

① 量の見込みの考え方

平成30年度の利用人数に、過去4年(平成27年度~30年度)の平均減少率を乗じて 算出しました。

② 確保の内容の考え方

預かり保育は、利用定員を設けていませんが、利用希望者全員の受入が確保できている実績を踏まえ、量の見込みと同数を確保の内容とします。今後も安心して子育てができるよう、職員(幼稚園教諭、保育教諭)の確保及び質の向上を図り、ニーズに対応した預かり保育を行います。

実績(延べ利用人数)							
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)			
55,865	53,634	55,035	52,547	51,513			

推計(延べ利用人数)							
区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度		
①量の見込み	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641		
②確保の内容	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641		
2-1	0	0	0	0	0		

② 公立・私立保育園、ファミリーヘルプ保育園、こどもセンターでの一時預かり

① 量の見込みの考え方

公立・私立保育園及びファミリーヘルプ保育園の利用人数は、直近3か年(平成29年度 ~令和元年度)の平均利用人数をもって各年の量の見込みとします。

平成29年10月に一時預かり事業を開始した子どもセンターにあっては、実績のサンプル数が少ないため、平成30年度の延べ利用人数をもって推計値とします。

② 確保の内容の考え方

量の見込みに対して、既存の一時預かり施設の利用定員^{※5} をもって確保可能です。引き続き、ニーズに対応した一時預かりを行うため、保育士の確保及び質の向上に努めます。

実績(延べ利用人数)									
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)					
14,919	14,350	16,296	17,810	16,452					

推計(延べ利用人数)										
区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度					
①量の見込み	17,079	17,079	17,079	17,079	17,079					
②確保の内容	38,914	38,914	38,914	38,914	38,914					
2-1	21,835	21,835	21,835	21,835	21,835					

※5 利用定員の積算根拠

• 公立保育園

16 園×3 人/日×292 日=14,016 人/年

• 私立保育園

3園×3人/日×292日=2,628人/年

- ・ファミリーヘルプ保育園 50人/日×365日=18,250人/年
- こどもセンター12 人/日×335 日=4,020 人/年

(7) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)・・・1区域(市全域)

- 生後3か月から小学校6年生までの病気の子どもまたは病気の回復期の子どもを、専用スペースで一時的に預かり、看護師、保育士が保育を行います。
- 当市には病児保育室が1か所、病後児保育室が2か所あります。

① 量の見込みの考え方

感染症等の予測し難い要因によって影響を受けるため、過去5か年(平成27年度~令和元年度)のうち、最も多くの利用が見込まれる令和元年度の人数を各年の量の見込みとします。

② 確保の内容の考え方

病児保育室は感染症流行期には、定員を上回る利用*6があります。また、病後児保育室では、感染症流行期の利用者増で2か所のうち一方が受け入れできない場合は、他方の保育室の利用を促しています。これらを踏まえ、量の見込みと同数を確保の内容とします。なお、病児保育の更なる拡充に向けた検討を継続します。

実績(延べ利用人数)								
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)				
3,895	4,917	4,656	4,664	5,484				

推計(延べ利用人数)										
区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度					
①量の見込み	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484					
②確保の内容	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484					
2-1	0	0	0	0	0					

※6 病児保育室の定員を上回る利用について

平成 30 年 6 月の開室日 21 日のうち、8日間で利用定員を上回る利用があり、最大で 36 人/日を受け入れました。令和元年7月の開室日 22 日のうち、18 日間で利用定員を上回る利用があり、最大で 38 人/日を受け入れました。

(8) 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター、子育てひろば)・・・1区域(市全域)

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- 国では中学校区単位の設置を目指しています。当市においては、中学校区22区域に対して、地域子育て支援拠点(こどもセンター及び子育てひろば)はそれを上回る数を開設しています。

① 量の見込みの考え方

地域子育て支援拠点の認知度は94.4%(「子どもの生活実態に関するアンケート調査」に回答した年少の子どもを持つ保護者の認知度)であり、広く認知されていることがわかりました。

市民プラザこどもセンター及び子育てひろばの延べ利用人数は年々減少しているものの、 平成29年10月に開設したオーレンプラザこどもセンターによって、平成29年度、30年度の延べ利用人数は増加しましたが、令和元年度以降は少子化の進行や未満児保育の利用者増加等に伴って減少する見込みです。

量の見込みは、平成30年~令和6年(各年4月1日)における各年の乳幼児人口の減少率と年間延べ利用人数を乗じ、さらに12か月で除して算出します。

② 確保の内容の考え方

令和2年度以降は、24か所に地域子育て支援拠点を開設します。また、委託するNPO 法人と連携して子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安感等の緩和と、子どもの すこやかな育ちを支援します。

なお、年間の平均利用人数が少ない子育てひろばにあっては、その機能を維持しつつ、実施形態を見直します。

<上越市全体>

実績(上段:年間延べ利用人数、下段:月当たり延べ利用人数)									
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)					
198,713	204,343	215,705	223,360	214,872					
16,559	17,028	17,975	18,613	17,906					

推計(①量の見込み…月当たり延べ利用人数、②確保の内容…開設箇所数)										
区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度					
①量の見込み	17,153	16,554	15,925	15,479	15,014					
②確保の内容**7	24	24	24	24	24					

※7 確保の内容について

推計値は子ども・子育て支援交付金の対象となる地域子育て支援拠点の数を示し、「移動子育てひろば」や「保育園等が独自に行っているひろば」は含みません。

(9)時間外保育事業(延長保育事業)・・・14区域(旧市町村)

○ 保育の給付認定を受けた子どもについて、その保護者の勤務時間等の都合により通常の 保育時間を超えて保育が必要になる場合は、保育時間を延長して子どもを保育します。

① 量の見込みの考え方

平成30年度の実利用人数に、過去4か年(平成27年度~30年度)の平均増加率を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

希望する全ての子どもに対して延長保育を提供できている実績を踏まえ、量の見込みと同数を確保の内容とします。今後も安心して子育てができるよう、保育士の確保及び質の向上を図り、保護者の就労時間等に対応した延長保育事業を行います。

<上越市全体>

		実績(実人数)		
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)
2,155	2,269	2,147	2,171	2,178

推計(実人数)										
区 分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度					
①量の見込み(実人数)	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216					
②確保の内容	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216					
2-1	0	0	0	0	0					

□ 1 4区域それぞれにおいて、保育の給付認定を受けた子どもに対する通常保育の提供体制が確保できる見込みのため、その通常保育の時間を超えて引き続き実施する延長保育についても、それぞれの区域において提供体制が確保できる見込みであることから、1 4区域での表記を省略しています。

(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・・・小学校区

○ 昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、小学校の余裕教室や児童 館等を利用して、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、 保護者の子育てと就労の両立を支援します。

① 量の見込みの考え方

各区域の量の見込みを算出するに当たっては、〈上越市全体〉における量の見込みを求め、 その数量に対して、各区域の直近(平成30年度)の利用者数をもって按分し算出しました。 なお、〈上越市全体〉における量の見込みの算出に当たっては、平成30年度の利用者数を 基に、過去4か年(平成27年度~30年度)の平均延び率を各学年の実人数に乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

全ての小学校区に放課後児童クラブを整備しており、児童一人当たりの専用区画面積を確保しつつ、引き続き、待機児童が生じないよう、現行受入体制を維持し、量の見込みの確保を図ります。

<上越市全体>

		実績(実人数)		
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込み)
1,334	1,292	1,426	1,490	1,620

	推計(実人数)										
区	分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度					
①量の見込み		1,665	1,685	1,695	1,720	1,747					
	1 年生	566	577	584	592	605					
	2年生	481	513	534	556	581					
	3年生	400	401	399	401	405					
	4年生	157	149	142	140	131					
	5年生	54	41	32	27	22					
	6年生	7	4	4	4	3					
②確保の内容		2,433	2,433	2,433	2,433	2,433					
2-1		768	748	738	713	686					

<小学校区>

ヘイチャ (本)		推言	十(実人数)			
区	分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	①量の見込み	36	37	39	42	44
	1年生	16	19	20	20	20
	2年生	8	6	7	8	10
大手町小学校	3 年生	4	5	5	6	7
放課後児童ク	4 年生	7	7	7	8	7
	5年生	1	0	0	0	0
ラブ	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	45	45	45	45	45
	2-1	9	8	6	3	1
	①量の見込み	74	76	78	79	79
	1 年生	26	27	28	28	27
	2年生	19	19	20	21	23
東本町小学校	3年生	17	16	16	16	18
放課後児童ク	4 年生	7	9	10	10	9
ラブ	5年生	5	5	4	4	2
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	80	80	80	80	80
	2-1	6	4	2	1	1
	①量の見込み	41	41	40	40	41
	1年生	11	12	12	12	13
	2年生	14	15	16	17	18
南本町小学校	3年生	7	7	6	7	7
放課後児童ク	4年生	6	5	5	4	3
ラブ	5年生	3	2	1	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	50	50	50	50	50
	2-1	9	9	10	10	9
	①量の見込み	23	24	25	28	31
	1年生	8	8	9	10	10
_	2年生	4	5	6	8	10
黒田小学校放	3年生	5	5	4	5	6
課後児童クラ	4年生	6	6	6	5	5
ブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
	2-1	17	16	15	12	9
	①量の見込み	74	76	79	78	78
	1年生	27	28	29	29	30
	2年生	25	27	28	28	28
飯小学校放課	3年生	13	13	14	15	14
	4年生	4	3	3	3	3
後児童クラブ	5年生	5	5	5	3	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	90	90	90	90	90
	2-1	16	14	11	12	12

区	分		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	1):	量の見込み	24	25	26	25	25
		1年生	6	6	6	5	5
		2年生	9	10	11	11	11
富岡小学校放		3年生	8	8	8	8	8
課後児童クラ		4年生	1	1	1	1	1
 ブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	30	30	30	30	30
	2	-1	6	5	4	5	5
	(1):	量の見込み	63	67	67	67	67
		1年生	24	25	24	25	25
		2年生	20	21	22	21	22
稲田小学校放		3年生	14	15	15	15	14
課後児童クラ		4年生	5	6	6	6	6
ブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	80	80	80	80	80
	2	- 1	17	13	13	13	13
	1):	量の見込み	27	27	28	30	30
		1年生	6	7	8	9	10
		2年生	8	8	8	8	7
和田小学校放		3年生	8	9	10	11	12
課後児童クラ		4年生	4	3	2	2	1
ブ		5年生	1	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	35	35	35	35	35
	2	-1)	8	8	7	5	5
	1):	量の見込み	33	33	32	31	30
		1 年生	17	19	20	21	22
		2年生	6	6	6	5	4
大和小学校放		3年生	6	5	4	3	2
課後児童クラ		4年生	2	2	2	2	2
ブ		5年生	2	1	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
		確保の内容	40	40	40	40	40
		-1	7	7	8	9	10
	1	量の見込み	109	108	109	111	114
		1年生	38	38	39	40	41
ᆂᄆᆢᄥᅷᆉ		2年生	36	37	38	38	40
春日小学校放		3年生	27	26	26	27	28
課後児童クラ		4年生	6	5	4	4	3
ブ		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	0	0	0	0	0
		確保の内容	150	150	150	150	150
	2	<u>-1</u>	41	42	41	39	36

区	分	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	①量の見込み	78	77	78	82	87
	1年生	32	32	33	35	38
	2年生	23	24	25	27	28
高志小学校放	3年生	18	18	18	18	19
課後児童クラ	4年生	3	2	2	2	2
ブ	5年生	2	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	115	115	115	115	115
	2-1	37	38	37	33	28
	①量の見込み	11	10	10	10	10
	1年生	3	3	3	3	3
	2年生	4	3	4	4	4
諏訪小学校放	3年生	4	4	3	3	3
課後児童クラ	4年生	0	0	0	0	0
ブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	13	13	13	13	13
	2-1	2	3	3	3	3
	①量の見込み	14	11	9	7	5
	1 年生	7	6	5	4	3
	2年生	0	1	1	1	1
三郷小学校放	3年生	5	4	3	2	1
課後児童クラ	4年生	1	0	0	0	0
ブ	5年生	1	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	25	25	25	25	25
	2-1	11	14	16	18	20
	①量の見込み	30	33	33	32	33
	1年生	5	6	6	5	5
— mz 🗆 1 2414	2年生	12	13	13	12	12
戸野目小学校	3年生	11	12	13	13	14
放課後児童ク	4年生	2	2	1	2	2
ラブ	5年生	0	0	0	0	О
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
	2-1	10	7	7	8	7
	①量の見込み	21	22	23	23	23
	1年生	10	11	12	12	11
上電土小学技	2年生	5	6	5	5	6
上雲寺小学校	3年生	4	4	5	5	6
放課後児童ク	4年生	2	1	1	1	0
ラブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	25	25	25	25	25
	2-1	4	3	2	2	2

区	分		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	1):	量の見込み	44	43	42	42	43
		1年生	16	16	16	16	17
		2年生	9	9	10	11	12
大町小学校放		3年生	8	8	8	8	7
課後児童クラ		4年生	8	8	7	7	7
ブ		5年生	3	2	1	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	60	60	60	60	60
	2	- 1	16	17	18	18	17
	1):	量の見込み	5	4	4	4	4
		1年生	3	2	2	2	2
		2年生	1	1	1	1	1
高士小学校放		3年生	1	1	1	1	1
課後児童クラ		4年生	0	0	0	0	0
 ブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	20	20	20	20	20
	2	-1)	15	16	16	16	16
	1):	量の見込み	22	21	20	22	22
		1年生	11	8	6	7	6
		2年生	6	7	7	7	7
八千浦小学校		3年生	4	5	6	7	8
放課後児童ク		4年生	1	1	1	1	1
ラブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	30	30	30	30	30
	2	-1	8	9	10	8	8
	1	量の見込み	30	31	31	32	33
		1 年生	8	9	10	9	10
		2年生	8	8	8	8	8
直江津小学校		3年生	8	8	7	8	8
放課後児童ク		4年生	4	5	5	6	7
ラブ		5年生	1	1	1	1	0
		6年生	1	0	0	0	0
	_	確保の内容	40	40	40	40	40
		-1	10	9	9	8	7
	1	量の見込み	7	6	5	5	4
		1年生	1	1	1	1	1
++++++		2年生	4	3	2	2	2
古城小学校放		3年生	0	1	1	1	1
課後児童クラ		4年生	1	1	1	1	0
ブ		5年生	1	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
		確保の内容	35	35	35	35	35
	2	<u>-1</u>	28	29	30	30	31

区			令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	①量の見込み	62	62	60	58	56
	1 年生	18	17	15	14	13
	2年生	11	11	12	12	12
直江津南小学	3年生	14	15	15	15	14
校放課後児童	4年生	13	13	13	13	13
クラブ	5年生	6	6	5	4	4
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	70	70	70	70	70
	2-1	8	8	10	12	14
	①量の見込み	16	15	14	14	13
	1 年生	3	3	2	2	2
	2年生	5	5	5	4	4
北諏訪小学校	3年生	5	4	4	4	3
放課後児童ク	4年生	2	2	2	3	3
ラブ	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
	2-1	4	5	6	6	7
	①量の見込み	23	26	27	29	30
	1年生	8	9	9	10	11
/5 A 1 241444	2年生	7	9	9	10	10
保倉小学校放	3年生	2	1	1	0	0
課後児童クラ	4年生	6	7	8	9	9
ブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	50	50	50	50	50
	2-1	27	24	23	21	20
	①量の見込み	145	156	161	167	168
	1年生	50	52	53	53	55
+	2年生	39	45	48	50	52
有田小学校放	3年生	49	54	56	60	58
課後児童クラ	4年生	4	2	1	1	0
ブ	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	180	180	180	180	180
	2-1	35	24	19	13	12
	①量の見込み	55	57	57	57	61
	1年生	24	24	25	25	25
春日新田小学	2年生	14	14	14	15	18
	3 年生	11	12	12	12	14
校放課後児童	4年生	4	5	4	4	3
クラブ	5年生	1	2	2	1	1
	6年生	1	0	0	0	0
	②確保の内容	80	80	80	80	80
	2-1	25	23	23	23	19

区分		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	①量の見込み	73	79	80	82	83
	1 年生	27	28	28	28	27
	2年生	19	23	24	26	27
国府小学校	3年生	20	22	23	24	26
放課後児童	4年生	6	5	5	4	3
クラブ	5年生	1	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	90	90	90	90	90
	2-1	17	11	10	8	7
	①量の見込み	4	4	3	3	3
	1 年生	2	2	2	2	2
	2年生	2	2	1	1	1
谷浜小学校	3年生	0	0	0	0	0
放課後児童	4 年生	0	0	0	0	0
クラブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	10	10	10	10	10
	2-1	6	6	7	7	7
	①量の見込み	80	80	81	82	84
	1年生	27	28	28	29	30
	2年生	26	27	27	27	28
高田西小学	3年生	22	21	23	24	24
校放課後児	4年生	3	3	2	1	1
童クラブ	5年生	1	1	1	1	1
至ノノノ	6年生	1	0	0	0	0
	②確保の内容	90	90	90	90	90
	2-1	10	10	9	8	6
	①量の見込み	13	12	12	13	13
	1 年生	4	3	3	3	3
	2年生	4	4	4	4	4
安塚放課後	3年生	4	4	3	4	4
	4 年生	1	1	1	1	1
児童クラブ	5年生	0	0	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	2-1	17	18	18	17	17
	①量の見込み	26	25	26	26	26
	1 年生	10	11	11	11	11
. 15	2年生	10	10	11	11	11
浦川原放課	3年生	3	2	2	2	2
後児童クラ	4年生	3	2	2	2	2
ブ	5 年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
	2-1	14	15	14	14	14
	②確保の内容	40	40	40	40	40

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1	量の見込み	6	6	6	6	5
		1年生	4	4	4	4	3
		2年生	1	1	1	1	1
大島放課後児		3年生	1	1	1	1	1
		4年生	0	0	0	0	0
童クラブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	20	20	20	20	20
	2	-1	14	14	14	14	15
	1	量の見込み	9	8	7	6	5
		1 年生	4	4	3	2	2
		2年生	2	2	2	2	2
牧放課後児童 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		3年生	3	2	2	2	1
		4年生	0	0	0	0	0
クラブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	20	20	20	20	20
	2	-1	11	12	13	14	15
	1	量の見込み	37	36	36	36	35
		1年生	9	8	7	6	6
		2年生	10	12	14	17	17
柿崎放課後児		3年生	12	11	10	8	8
		4年生	4	4	4	4	4
童クラブ		5年生	2	1	1	1	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	60	60	60	60	60
	2	-1	23	24	24	24	25
	1	量の見込み	15	15	14	13	13
		1年生	4	3	2	1	1
		2年生	3	3	3	3	3
上下浜放課後		3年生	6	7	7	7	7
児童クラブ		4年生	1	1	1	1	1
ル里ノフノ		5年生	1	1	1	1	1
	_	6年生	0	0	0	0	0
		確保の内容	15	15	15	15	15
	_	<u>-1</u>	0	0	1	2	2
	1	量の見込み	13	12	12	11	10
		1年生	4	4	4	4	4
下黒川放課後 児童クラブ		2年生	1	1	1	0	0
		3年生	4	4	4	3	3
		4年生	1	1	1	0	0
		5年生	3	2	2	4	3
		6年生	0	0	0	0	0
	_	確保の内容	30	30	30	30	30
	(2)	<u>-1</u>	17	18	18	19	20

区	分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1)	量の見込み	82	83	84	84	85
		1年生	25	25	26	27	28
		2年生	24	25	25	25	26
大潟放課後児		3年生	12	13	13	13	13
		4年生	16	16	16	15	15
童クラブ		5年生	1	0	0	0	0
		6年生	4	4	4	4	3
	2	確保の内容	90	90	90	90	90
	2	-1)	8	7	6	6	5
	1)	量の見込み	45	45	45	46	47
		1年生	19	19	19	19	20
		2年生	16	19	20	22	24
南川放課後児		3年生	9	6	5	4	2
		4年生	1	1	1	1	1
童クラブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	60	60	60	60	60
	2	- 1	15	15	15	14	13
	1)	量の見込み	29	32	33	35	37
		1年生	9	11	11	12	12
		2年生	7	9	10	12	13
大瀁放課後児		3年生	12	12	12	11	12
		4年生	1	0	0	0	0
童クラブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	40	40	40	40	40
	2	-1	11	8	7	5	3
	1)	量の見込み	10	10	10	10	11
		1年生	2	2	3	3	3
		2年生	5	6	6	6	7
明治放課後児		3年生	2	1	1	1	1
童クラブ		4年生	0	0	0	0	0
里クフノ 		5年生	1	1	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	15	15	15	15	15
	2	-1	5	5	5	5	4
	1	量の見込み	24	27	28	30	32
		1年生	9	11	13	15	17
		2年生	7	9	9	10	11
吉川放課後児		3年生	4	4	3	2	1
童クラブ		4年生	3	3	3	3	3
里フラフ		5年生	1	0	0	0	О
		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	35	35	35	35	35
	2	-1	11	8	7	5	3

区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①量の見込み	9	7	6	5	5
	1年生	1	1	2	2	2
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	3	2	2	1	1
中郷放課後児	4 年生	3	2	1	1	1
童クラブ	5年生	1	1	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	25	25	25	25	25
	2-1	16	18	19	20	20
	①量の見込み	11	10	10	11	11
	1 年生	4	3	3	3	2
	2年生	5	6	6	7	8
15 A 11 58 (4) 15	3 年生	2	1	1	1	1
板倉放課後児	4 年生	0	0	0	0	0
童クラブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	2-1)	19	20	20	19	19
	①量の見込み	6	6	6	6	7
	1年生	4	3	2	3	3
	2年生	1	1	2	2	2
☆	3 年生	0	1	1	0	0
宮嶋放課後児	4 年生	1	1	1	1	2
童クラブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	20	20	20	20	20
	2-1	14	14	14	14	13
	①量の見込み	4	3	4	4	5
	1 年生	1	1	1	1	1
	2 年生	1	1	2	2	2
山並生	3年生	2	1	1	1	2
山部放課後児	4 年生	0	0	0	0	0
童クラブ	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	10	10	10	10	10
	2-1	6	7	6	6	5
	①量の見込み	15	13	10	8	7
	1 年生	2	1	1	1	1
	2年生	4	4	3	3	
豊原放課後児童クラブ	3年生	6	6	5	3	3
	4 年生	3	2	1	1	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	②確保の内容	40	40	40	40	40
	2-1	25	27	30	32	33

区	分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1)	量の見込み	13	13	12	13	15
		1年生	2	1	1	1	2
		2年生	8	10	10	11	12
清里放課後児		3年生	3	2	1	1	1
		4年生	0	0	0	0	0
童クラブ		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	(2)	 確保の内容	30	30	30	30	30
		-(1)	17	17	18	17	15
		 量の見込み	18	16	15	15	15
		1年生	2	2	2	2	2
		2 年生	5	5	5	6	6
		3 年生	9	8	7	6	6
里公放課後児		4年生	1	1	1	1	1
童クラブ		5年生	1	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
	(2)	<u> 0 + 1</u> 確保の内容	45	45	45	45	45
		<u>唯体の内谷</u> 一(1)	27	29	30	30	30
		 量の見込み	5	4	4	4	4
		1年生	1	1	1	1	1
		2年生	3	2	2	2	2
		3年生	1	1	1	1	1
上杉放課後児		4年生	0	0	0	0	0
童クラブ			0	0	0	0	0
		5年生					
	<u> </u>	6年生	0	0	0	0	0
		確保の内容	20	20	20	20	20
	2		15	16	16	16	16
		量の見込み	10	10	11	11	12
		1年生	3	3	3	3	4
		2年生	5	4	5	6	6
美守放課後児		3年生	0	2	2	2	2
童クラブ		4年生	1	1	1	0	0
		5年生	1	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
		確保の内容	30	30	30	30	30
		<u>-1</u>	20	20	19	19	18
	(1)	量の見込み	7	6	6	6	6
		1年生	1	1	1	1	2
		2年生	3	2	2	2	1
名立放課後児		3年生	3	3	3	3	3
童クラブ		4年生	0	0	0	0	0
±///		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
		確保の内容	45	45	45	45	45
	2	<u>-1</u>	38	39	39	39	39

区	分		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	1):	量の見込み	34	35	37	39	40
		1 年生	8	9	10	11	11
上越教育大学		2年生	11	11	12	13	13
附属小学校放 課後児童クラ		3年生	4	4	5	6	7
		4 年生	9	9	9	9	9
		5年生	2	2	1	0	0
ブ		6年生	0	0	0	0	0
	2	確保の内容	50	50	50	50	50
	2	-(1)	16	15	13	11	10

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・1区域(市全域)

○ 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園及び国立大学附属幼稚園を利用する際の実費徴収である給食費(副食費)の一部を低所得で生計が困難である者等の子どもの保護者に対して給付します。

① 量の見込みの考え方

教育・保育の量の見込みのうち、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園 及び国立大学附属幼稚園の利用見込み人数に、給食費免除の実績を乗じて算出しました。

② 確保の内容の考え方

量の見込みと同数を確保の内容とします。

推計(実人数)							
区分	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度		
①量の見込み	69	69	69	69	69		
②確保の内容	69	69	69	69	69		
2-1	0	0	0	0	0		

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

○ 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、 子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行 うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育 の一体的な運営を推進します。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園については、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育園からの移行や新たな設置について、教育・保育の需要と供給、地区ごとの児童数の偏在化等を考慮し、市全域の幼児教育・保育施設の最適化に努めます。

(2) 質の高い教育・保育の役割とその推進方策

- 私立幼稚園、私立保育園に対しては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、新制度への移行を支援していきます。なお、私立と公立がバランスよく学校教育・保育を提供できるよう、民間活力を積極的に導入していくとともに、民間活力の導入が難しい地域は、市が責任を持って学校教育・保育を提供していきます。
- 特別支援を必要とする子どもに対しては、上越市障害者福祉計画等との整合・連携を図り、 ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めていきます。
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、 子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

(3)地域の子育て支援の役割とその推進方策

- 全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図りながら、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。
- それぞれの家庭や子どもの状況に応じて活用できる地域子ども・子育て支援事業を実施し、 妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- 子育ての負担や不安、孤立感を緩和するため、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との円滑な接続を進めるとともに早期に相談体制を組織し、保護者の支援に努めます。

第6章 計画の推進、評価

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制の整備・充実と連携強化、関係機関との連携強化

本計画の実施にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

また、国・県をはじめとする関係機関との連携強化を図り、各施策の実施にあたっては、 それぞれの実施主体が中心となり、関係機関が必要に応じて連携・協力しながらより効果的 となるよう努めます。

(2) 市民、関係団体、事業者との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、市全体として、子ども・子育て支援に 取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育てにかかわる、家庭をはじめとした、幼稚園、 保育園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組ん でいきます。

2 計画の評価

(1) 上越市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する取組の実施状況について調査審議する「上越市子ども・子育て 会議」において、計画の進行管理及び評価を行います。

(2) 評価及び結果の公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を検証していく必要があります。

このため、毎年度「上越市子ども・子育て会議」において本計画の進捗状況を点検し、その 結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である令和6年度には、再度、必要なアンケート調査を実施したうえで、 計画の実施状況を評価・検証し、次期計画を策定します。

資料編

1 子どもの生活実態に関するアンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

11目的

当市において、子どものいる世帯の生活実態等を把握するとともに、その結果から家庭や地域が抱えている課題を整理した上で、今後の支援に向けた施策の方向性と対応方針をまとめ、これらを「上越市子ども・子育て支援総合計画」の策定作業に反映していくことを目的に実施しました。

②調査期間

平成30年7月2日~7月20日まで

③アンケートの配布及び回収方法 保育園等及び学校を通じて対象となる世帯に配布し、世帯単位で回収しました。

④アンケートの対象と実施状況

市内の保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校に通う児童・生徒並びにその保護者のうち以下の人を対象に実施しました。

- ・年長児、小学校3年生、6年生、中学校2年生の「保護者」
- ・小学校6年生、中学校2年生の「児童・生徒(以下「子ども」という)」

区分	保護者数	回収数	回収率	子ども数	回収数	回収率
年長児	1,522人	1,297人	85.22%	_	_	_
小学校 3 年生	1,594 人	1,403人	88.02%	_	_	_
小学校 6 年生	1,773人	1,464 人	82.57%	1,773人	1,464 人	82.57%
中学校 2 年生	1,825人	1,452人	79.56%	1,825人	1,452人	79.56%
合計	6,714人	5,616人	83.65%	3,598人	2,916人	81.05%

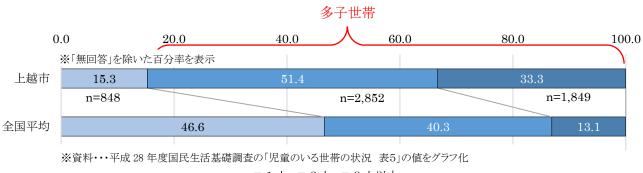
⑤調查内容

© Ma II 1 2 C	
保護者	子ども
1. 経済的状況について	1. 食事・居場所の状況について
・世帯の収入	• 放課後の居場所
・支払等ができなかった経験の有無	・家は心がほっとする場所か
2. 保護者の状況について	2. 学校や勉強について
• 就労状況	• 学校の授業はわかるか
・困ったときの相談相手の有無	・勉強や遊びの時間を決めているか
3. 食事・居場所の状況について	•最終的な教育段階はどこまで希望してい
・子どもの朝食及び夕食の孤食の状況	るか
・放課後や長期休暇の子どもの居場所	3. 子ども自身の考えについて
4. 教育・進学の状況について	•自分の将来に明るい希望を持っているか
・進学の見通し 等	自分には良いところがあるか 等

(2) アンケート結果(単純集計)

(1)子どもの人数について(全国平均との比較)

子どもの人数は「2人」が51%で最も多く、次いで「3人以上」が33%、「1人」は15%でした。これらを全国平均と比較すると、「1人」の割合は全国平均の約3分の1、また、「2人以上」の多子世帯の割合は全国平均の53%に対し85%と、32ポイント(以下「pt」という。)高い状況となっています。特に「3人以上」の割合は33%で、全国平均に比べ20pt高い状況にあります。



■1人 ■2人 ■3人以上

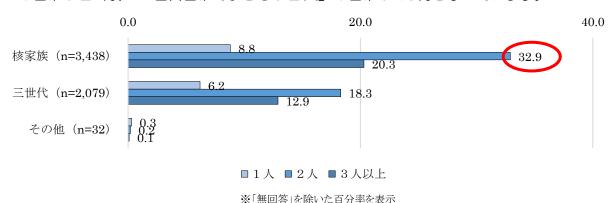
②世帯構造について(全国平均との比較)

子どものいる世帯の構造は「核家族世帯」が 62%、次いで「三世代世帯」が 38%、「その他世帯」が 0.6%となっています。これを全国平均と比較すると、「核家族世帯」の割合は 19pt 低く、また、「三世代世帯」の割合は 23pt 高い結果が明らかとなりました。



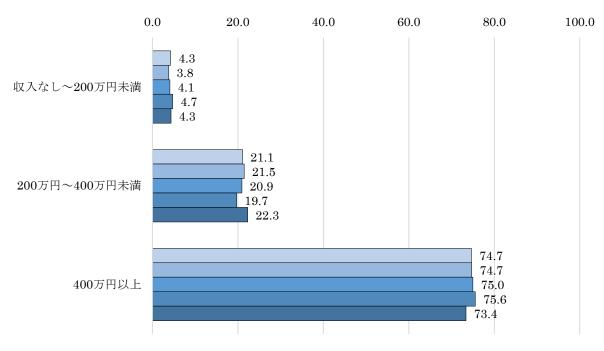
③子どもの人数と世帯構造について

世帯構造と1世帯当たりの子どもの人数との関係を見ると、「核家族世帯で子どもが2人」の世帯が33%で全体の3分の1を占め、次いで「核家族世帯で子どもが3人以上」の世帯が20%、「三世代世帯で子どもが2人」の世帯が18%となっています。



④平成29年中における世帯当たりの構成員全員の年収について

平成 29 年中における年収は、「200 万円未満」の世帯が 4%、「200 万円以上 400 万円未満」の世帯が 21%、「400 万円以上」の世帯が 75%に大別されることがわかりました。



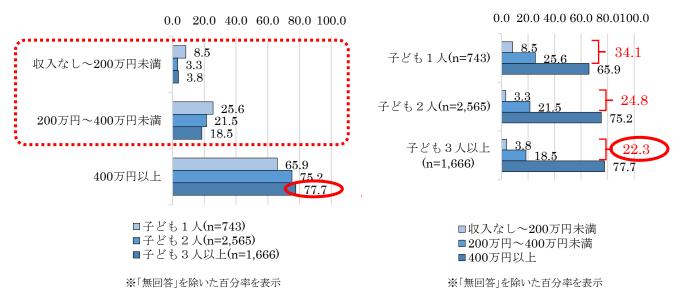
■全体(n=5,616) ■年長(n=1,297) ■小学 3 年(n=1,403) ■小学 6 年(n=1,464) ■中学 2 年(n=1,452) ※「無回答」を除いた百分率を表示

⑤世帯年収と子どもの人数の相関について

世帯当たりの子どもの人数が 1 人、2 人、3 人以上と増加するにつれて、世帯の年収が「200 万円未満」及び「200 万円以上 400 万円未満」の世帯の構成比が下降し、一方で年収が「400 万円以上」の世帯の構成比が上昇していることから「400 万円以上」を境目に、多子世帯の割合が増加する傾向が認められます。

【世帯年収からみた割合】

【子どもの人数からみた割合】



⑥世帯年収と世帯構造の相関について

核家族世帯と三世代世帯を比べると、年収「200万円未満」及び「200万円以上400万円未満」の世帯の割合は「核家族世帯」が「三世代世帯」よりも5pt高く、年収「400万円以上」の世帯の割合は「核家族世帯」が「三世代世帯」よりも5pt低い結果となりました。

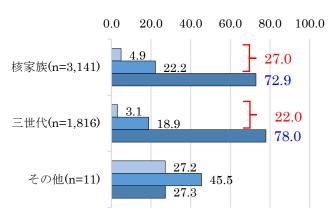
【世帯年収からみた割合】

の.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 収入なし~200万円未満 4.9 3.1 27.2 22.2 18.9 45.5 72.9 78.0

■核家族(n=3,141) ■三世代(n=1,816) ■その他(n=11)

※「無回答」を除いた百分率を表示

【世帯構造からみた割合】



■収入なし~200万円未満 ■200万円~400万円未満

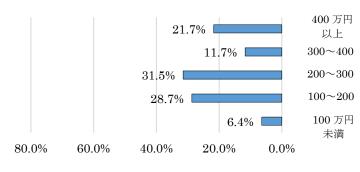
■400万円以上

※「無回答」を除いた百分率を表示

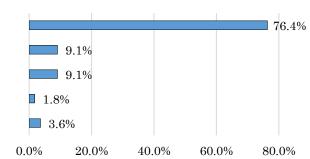
⑦ひとり親世帯の収入・就業・世帯数の状況

収入状況では300万円未満の母子世帯は、全体の約7割となっています。 就業状況では、母子世帯の半数以上が派遣・契約社員、パート・アルバイト等の非正 規雇用となっています。

【母子世帯の収入状況】



【父子世帯の収入状況】



【母子世帯の就業状況】



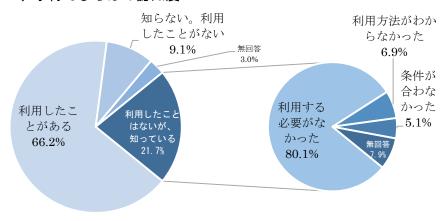
【父子世帯の就業状況】



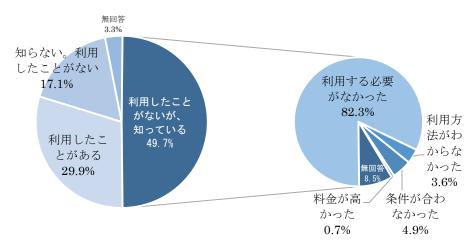
8子育て支援施設の認知度

こどもセンター、子育てひろばの認知度は87.9%、保育園・こどもセンターの一時預かりの認知度は79.6%、ファミリーサポートセンターの認知度は74.7%、ファミリーヘルプ保育園の認知度は84.5%、病児・病後児保育室の認知度は86.7%、放課後児童クラブの認知度は91.1%でした。

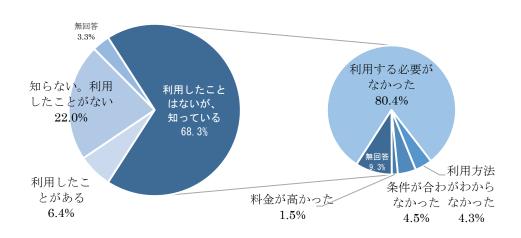
■こどもセンター、子育てひろばの認知度



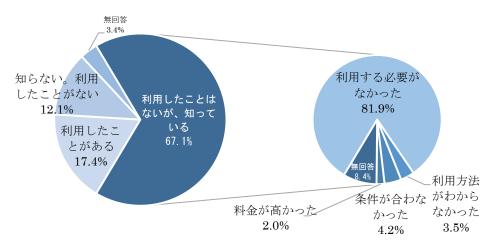
■保育園・こどもセンターが行う一時預かりの認知度



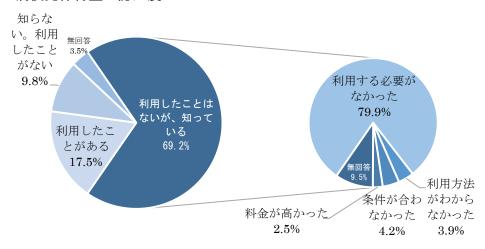
■ファミリーサポートセンターの認知度



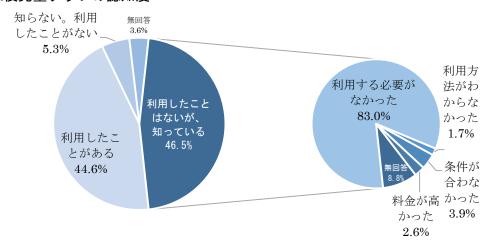
■ファミリーヘルプ保育園の認知度



■病児・病後児保育室の認知度



■放課後児童クラブの認知度



(4) アンケート結果の分析(クロス集計)

国が公表している「平成 23 年度親と子の生活意識に関する調査」の「相対的貧困層の算出方法(考え方)」及び「平成 28 年度国民生活基礎調査」の「1 世帯当たり平均所得金額」などの数値を参考に、世帯人数ごとに「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、当該世帯の平成 29 年中の世帯全員の収入の合計額が基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付け、分析しました。

世帯人数	困窮層該当年収		
2人	200 万円まで		
3人	250 万円まで		
4~5人	300 万円まで		
6人	350 万円まで		
7~8人	400 万円まで		

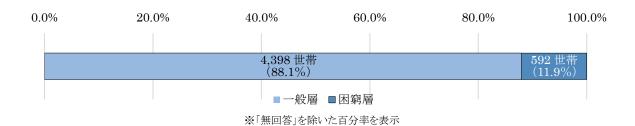
※世帯人数を問わず、400万円以上は一般層に区分

①経済的状況について

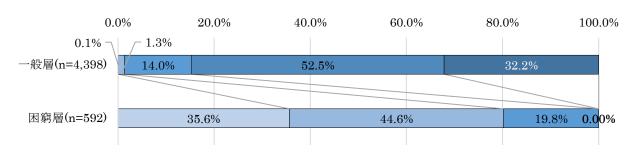
上記の基準を基に回答のあった 4,990 世帯を分類すると、一般層は 4,398 世帯〈全体の 88.1%〉、困窮層は 592 世帯〈全体の 11.9%〉となりました。それぞれの層における世帯の年収を見ると、まず、困窮層では、年収「200 万円以上 300 万円未満」の世帯が最も多く 45%で、次いで「200 万円未満」の世帯が 36%、「300 万円以上 400 万円未満」の世帯が 20%と分布しており、全体のおよそ 8 割が年収「300 万円未満」の世帯であることが明らかとなりました。

一般層では、年収「700万円以上」の世帯が最も多く32%で、次いで「550万円以上700万円未満」の世帯が27%、年収「400万円以上550万円未満」が26%と分布しており、全体のおよそ半数が年収「400万円以上700万円未満」の世帯となっています。

【一般層・困窮層の割合】

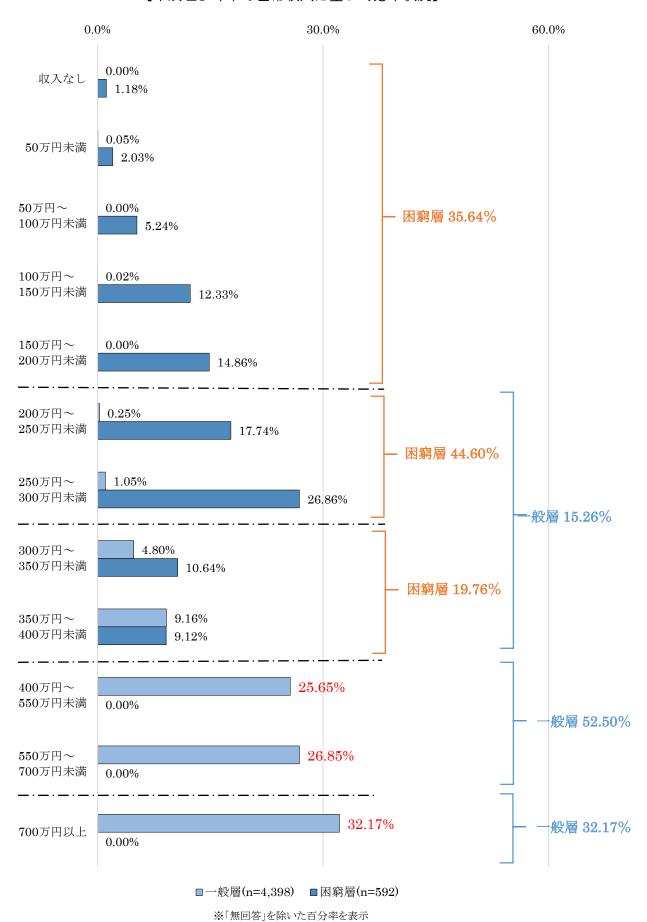


【一般層・困窮層における平成 29 年中の世帯収入】



■200万円未満 ■200万円~300万円未満 ■300万円~400万円未満 ■400万円~700万円未満 ■700万円以上 ※「無回答」を除いた百分率を表示

【平成29年中の世帯収入に基づく分布状況】



『支払等ができなかった経験』について『食料が買えなかった』また、『光熱水費が未払いになった』ことの問いに対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答する割合は、いずれも困窮層が一般層を上回る結果となりました。

一方、『塾などに通わせることができなかった』の問いに対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答する割合は、『食料』『光熱水費』のそれに比べて一般層、困窮層共に高く、特に困窮層に顕著となっており、生活必需品や光熱水費の支払いを優先し、塾などに通わせる経費が後回しになっている状況がうかがえます。

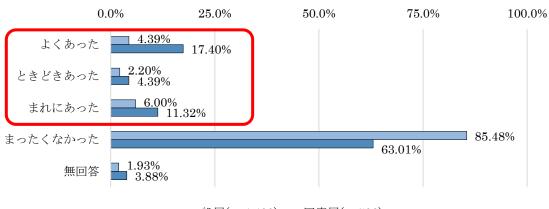
【食料が買えなかった】



【光熱水費が未払いになったこと】

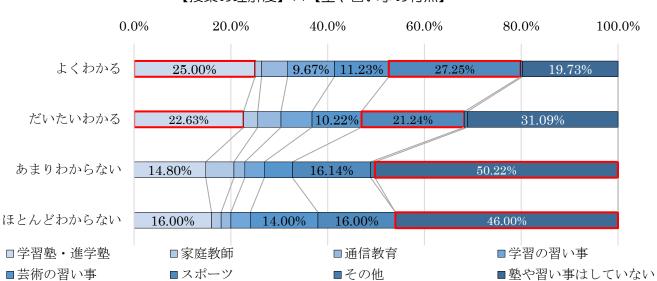


【塾や習い事に通わせることができなかった】



□一般層(n=4,400) ■困窮層(n=592)

塾や習い事に関し、子どもの結果にある『授業はわかるか』と『塾に行ったり、習い事をしているか』の回答をクロス集計したところ、「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもは、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答した子どもに比べ、学習塾や習い事、スポーツをしている割合が高い傾向が明らかとなりました。また、「あまりわからない」「ほとんどわからない」と回答した子どもの約半数が塾や習い事をしていない状況にあります。

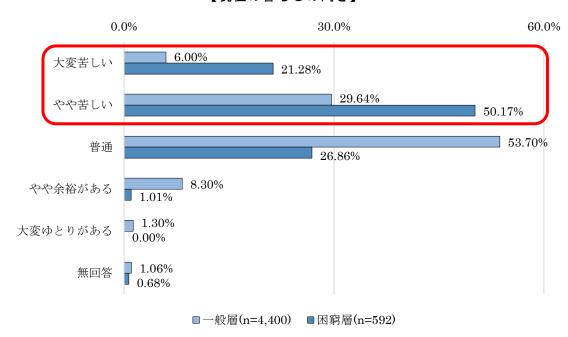


【授業の理解度】×【塾や習い事の有無】

『現在の暮らしの状況をどう感じているか』において、「大変苦しい」「やや苦しい」とする回答は、一般層で36%、困窮層で71%となり、困窮層が36pt高くなっています。また「普通」とする回答は、一般層で54%、困窮層で27%となり、困窮層が32pt低くなっています。

収入層の区分に関わらず、日常生活における経済的負担を感じている世帯の存在が認められます。

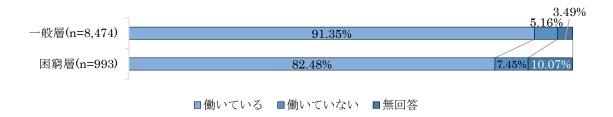
【現在の暮らしの向き】



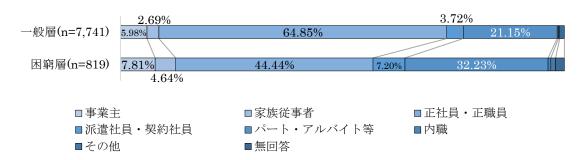
②保護者の状況について

『就労状況』について、一般層と困窮層の就労率に大きな差は見られません。一方で、正社員の比率において一般層は65%、困窮層は44%で21ptの差があり、また、パート等の比率において一般層は21%、困窮層は32%で11ptの差がありました。困窮層では一般層に比べて正社員の比率が低く、パート等の比率が高いことが家庭の経済状況等の背景にあるものと考えられます。

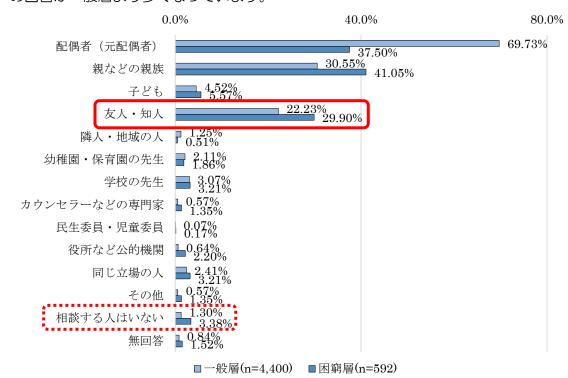
【就労状況について】



【勤務の形態について】



『相談相手』について、「配偶者」「親などの親族」を除くと「友人・知人」が最も多く、 それ以外はおよそ5%以下で分布しています。困窮層にあっては「相談する人はいない」 の回答が一般層より多くなっています。



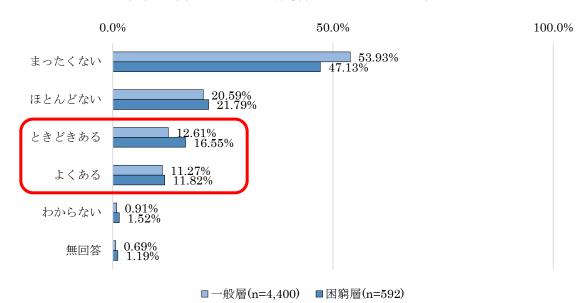
③食事・居場所の状況について

『朝食の孤食状況』について、「よくある」とする回答が、一般層、困窮層いずれも 11% 程度、また、「ときどきある」とする回答は一般層が 13%、困窮層が 17%となっています。

『夕食の孤食状況』について、「よくある」「ときどきある」とする回答が一般層は 10%、 困窮層が 13%であることから、朝食時に比べて孤食率は低い傾向にあります。さらに、 「まったくない」とする回答が、朝食時のそれに比べ増加していることから、孤食は朝食 において多く発生している状況がうかがえます。

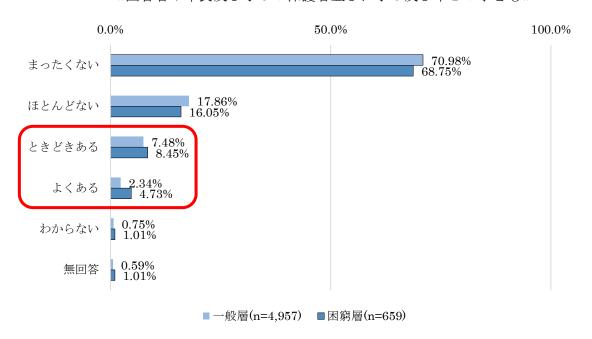
【朝食の孤食状況】

≪回答者:年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども≫



【夕食の孤食状況】

≪回答者:年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども≫



『放課後の居場所』について、「自宅」とする回答が収入層の区分に関わらず80%、「友だちの家」「親族宅」「塾」がそれぞれ10%程度となっています。

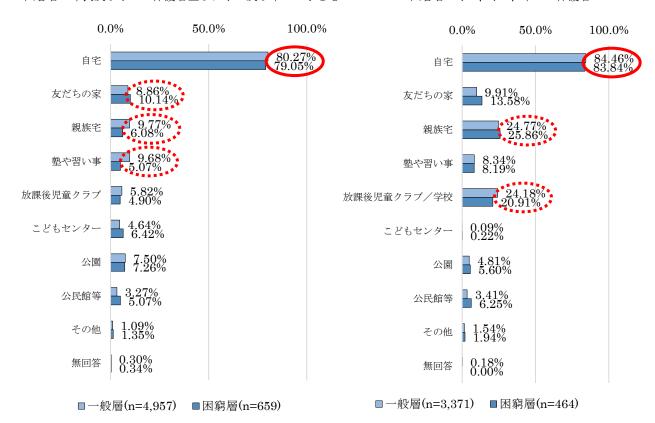
『長期休暇における居場所』では、前述同様に「自宅」が84%、次いで「親族宅」「放課後児童クラブ」が24%程度となっています。また、「親族宅」「放課後児童クラブ」とする回答は、長期休暇中において増大しています。

【放課後の居場所】

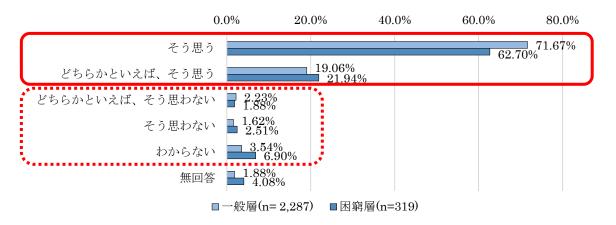
【長期休暇中の居場所】

《回答者:年長及び小3の保護者並びに小6及び中2の子ども》

《回答者:小3、小6、中2の保護者≫



子どもの結果にある『家は心がほっとする場所か』について、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」とする回答が、一般層で 91%、困窮層では 85%となっています。「どちらかといえば、そう思わない」「そう思わない」「わからない」とする回答は、一般層で 7%、困窮層では 11%となっています。また、全体の約 1 割の子どもが「ほっとしない」と回答しています。

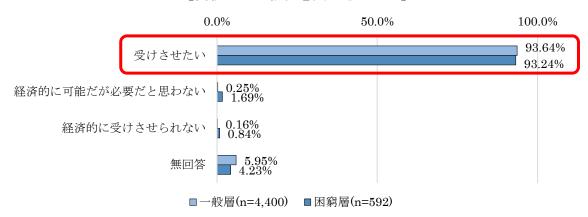


4教育・進学の状況について

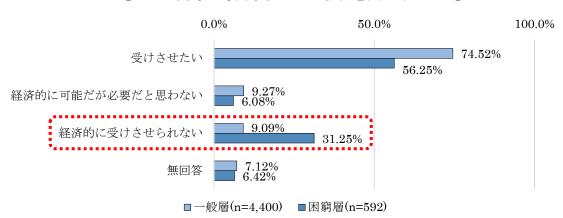
保護者の結果にある『進学の見通し』について、「高校までの教育を受けさせたい」と する回答が収入層の区分に関わらず90%を超えています。

また、困窮層では、高校卒業後の進学について、短大・専門学校までの教育を経済的に受けさせられないとする回答が31%、大学以上の教育を経済的に受けさせられないとする回答が52%ありました。さらに、一般層においても大学以上の教育を経済的に受けさせられないとする回答が24%ありました。

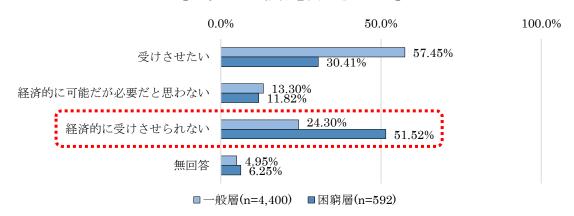
【高校までの教育を受けさせたい】



【短大・高専・専門学校までの教育を受けさせたい】



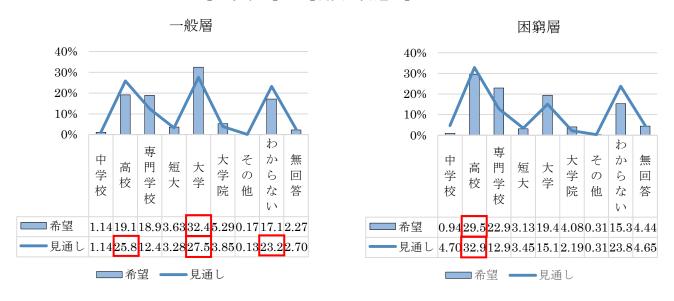
【大学以上の教育を受けさせたい】



子どもの結果にある『希望として、将来どの学校まで行きたいと思うか』と『現実としては、将来どの学校まで行くことになると思うか』において、一般層では「大学進学」とする回答が32%で最も多く、現実的な見通しは「高校進学」「大学進学」「わからない」とする回答がいずれも26%程度となっています。

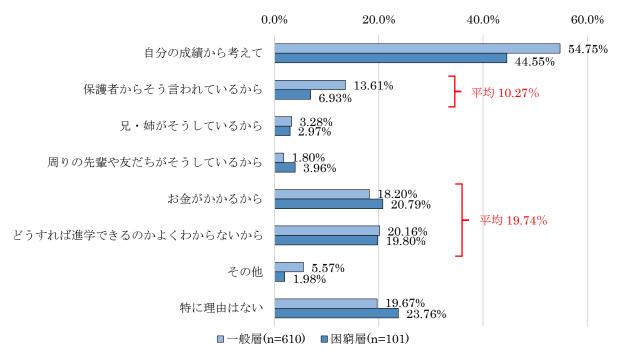
困窮層においては「高校進学」が30%で最も多く、現実的な見通しにおいても「高校進学」が33%で最も高くなっています。

【進学希望】×【現実の見通し】



『進学の希望と現実が異なると考えるのはなぜか』について、約半数の子どもが「自分の成績から考えて」を選択しています。以下、「お金がかかるから」「どうすれば進学できるのかよくわからないから」とする回答がそれぞれ 20%程度で続き、「保護者からそう言われているから」が 10%程度となっています。

一般層と困窮層の間で顕著な差異はなく、自らの成績や保護者の意見、また家庭の経済状況等を踏まえながら、子どもたちなりに進路を考えている姿がうかびます。

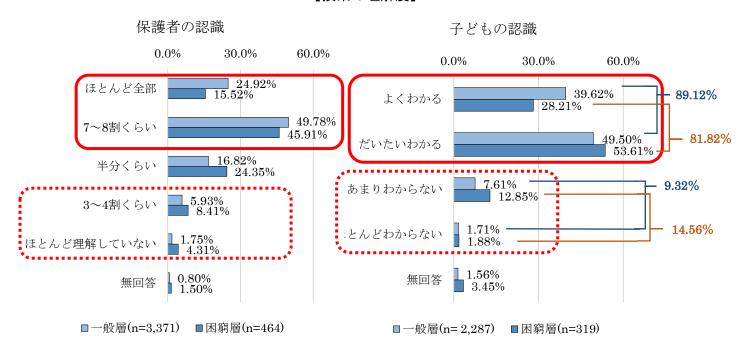


保護者の結果にある『子どもは学校の授業をどのくらい理解しているか』において、「ほとんど全部」「7~8割くらい」とする回答は、一般層が困窮層に比べ高い傾向を示しています。「半分くらい」とする回答以下、「3~4割くらい」「ほとんど理解していない」とする回答は、困窮層が一般層に比べ高い傾向となっています。

子どもの結果にある『授業はわかるか』において、「よくわかる」「だいたいわかる」とする回答は一般層が 7pt 高く、「あまりわからない」「ほとんどわからない」とする回答は困窮層が 5pt 高い結果となりました。

また、全体的にみて、1 割程度の子どもが授業の理解度が低い傾向にあり、保護者と子どもの認識は概ね一致しています。

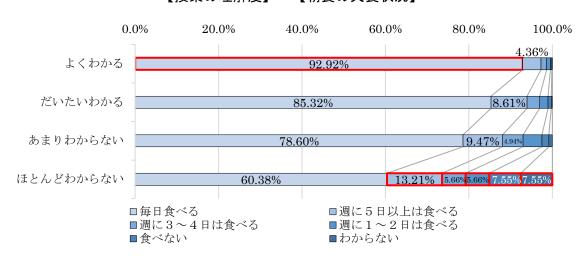
【授業の理解度】



子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1 週間に朝ごはんをどれくらいの回数食べているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、毎朝食べている子どもの割合は 93%、また、「授業がほとんどわからない」と回答した子どものうち、毎朝食べていない(「わからない」を含む)子どもの-割合は 40%となっています。

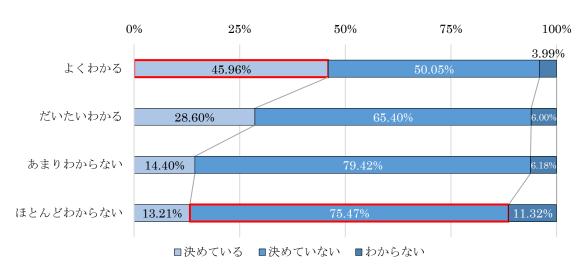
欠食率が高くなるにつれて、授業の理解度が下がる傾向にあります。

【授業の理解度】×【朝食の欠食状況】



子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1 日の勉強時間を決めているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、勉強時間を「決めている」が 46%。「授業がほとんどわからない」では「決めていない」が 75%となっています。

勉強時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業の理解度が高い傾向にあります。

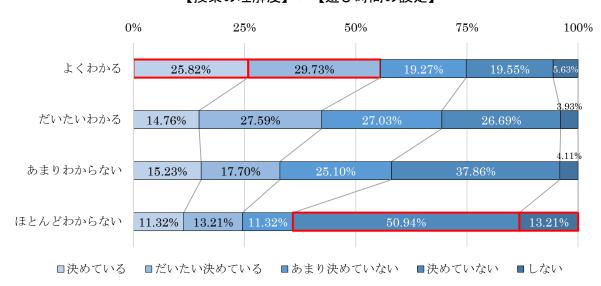


【授業の理解度】×【勉強時間の設定】

子どもの結果にある『授業はわかるか』と『1 日の遊び(電子機器を使ったゲームやインターネットの視聴)時間を決めているか』をクロス集計したところ、「授業がよくわかる」と回答した子どものうち、遊び時間を「決めている」「だいたい決めている」が 56%。「授業がほとんどわからない」では「あまり決めていない」「決めていない」が 62%となっています。前項の勉強時間同様に、遊ぶ時間を決めている子どもは、決めていない子どもよりも授業

【授業の理解度】×【遊び時間の設定】

の理解度が高い傾向にあります。

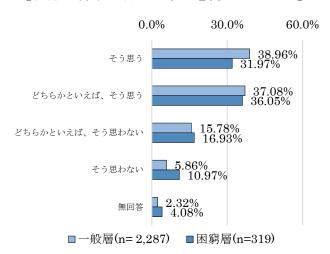


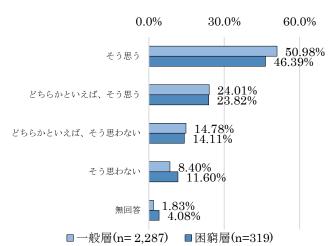
⑤子ども自身の考えについて

『自分の将来に明るい希望を持っているか』などの考え方において、一般層と困窮層 に大きな相違は認められません。

【自分の将来に明るい希望を持っているか】

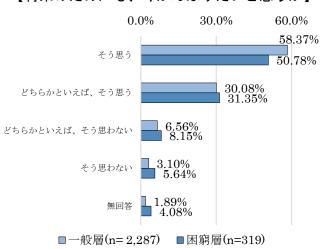
【自分には将来の夢や目標はあるか】

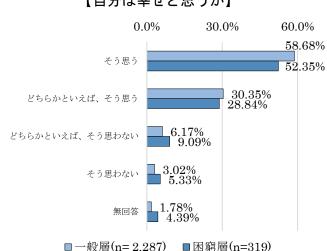




【将来のためにも、今がんばりたいと思うか】

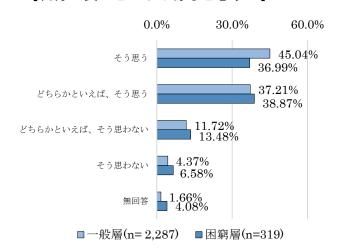
【自分は幸せと思うか】

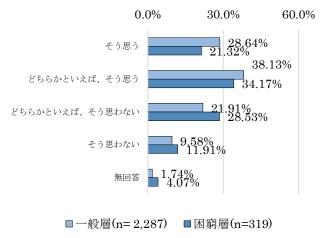




【自分に良いところはあると思うか】

【自分に自信はあるか】





2 策定経過

日時	会議等の名称	内容
平成 30 年 7 月	子どもの生活実態に関 する調査の実施	・保護者…経済的状況、就労状況、子どもの居場所の状況、子どもの教育・進学の状況など・子ども…食事や居場所の状況、学校や勉強、子ども自身の考えなど
平成 31 年 4 月	第1回子ども・子育て 支援総合計画策定委員 会	・委員委嘱交付・子ども・子育て支援総合計画策定委員会の所 掌事項等・子ども・子育て支援総合計画の概要等の説明
令和元年7月	第2回子ども・子育て 支援総合計画策定委員 会	・子ども・子育て支援総合計画の骨子(案)に ついて ・子どもの貧困対策について
令和元年 11 月	第3回子ども・子育て 支援総合計画策定委員 会	・子ども・子育て支援総合計画(素案)について・子どもの貧困対策の推進について
令和元年 12 月	第4回子ども・子育て 支援総合計画策定委員 会	・子ども・子育て支援総合計画(案)について
令和元年 12 月	市議会厚生常任委員会 所管事務調査	・子ども・子育て支援総合計画(案)について
令和 2 年 1 月~2 月	パブリックコメントの 実施	・子ども・子育て支援総合計画(案)の意見募集
令和2年3月	第5回子ども・子育て 支援総合計画策定委員 会	・子ども・子育て支援総合計画(最終案)について
令和2年3月	計画策定	

3 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会設置要綱

上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 上越市子ども・子育て支援総合計画(以下「子ども・子育て支援総合計画」という。) を策定するため、上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 子ども・子育て支援総合計画の策定に関する事項
 - (2) その他子ども・子育て支援総合計画の策定に必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する23人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第2項に規定する保護者
 - (2) 事業者
 - (3) 労働者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から子ども・子育て支援総合計画策定の日までと する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

4 上越市子ども・子育て支援総合計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	選出団体等	氏 名	摘要
子ども・子育て支 援法(平成24年	私立幼稚園・認定こども園保護者会	川端 明美	
法律第65号)第6条第2項に規定	公立保育園保護者	佐藤 文子	
する保護者	小中学校PTA連絡協議会	長谷川賢一	
事業者	上越商工会議所	椿 卓士	
労働者	企業勤労者	柳澤 絵理	
	上越児童・障害者相談センター	佐藤 洋	
	私立幼稚園連盟 ・認定こども園代表	石田 明義	
	私立保育園協会	山田 倫久	
	小学校長会	平間えり子	
	中学校長会	中村 博子	
→ 101 → + → +	特別支援学校長	福田 功	
子ども・子育て支援に関する事業の	認定NPO法人マミーズ・ネット	中條美奈子	
従事者	地域青少年育成会議協議会	飯塚 春枝	
	民生委員児童委員協議会連合会	阿部 幸子	
	上越人権擁護委員協議会	秦 周司	
	上越助産師会	白石 恵	
	町内会長連絡協議会	仲田紀夫	
	CAP・じょうえつ	森岡有吏子	
△→→ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	上越教育大学	梅野 正信	委員長
学識経験者	新潟県立看護大学	平澤 則子	副委員長
		王鑫	
公募に応じた市民	公募委員	柳 真理子	
		星野 純子	

上越市子ども・子育て支援総合計画

令和2年3月 発行

発行:上越市

編集:上越市健康福祉部こども課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

T E L (025) 526-5111 F A X (025) 526-6115

U R L https://www.city.joetsu.niigata.jp/